第4次京丹後市地域福祉計画· 第4次京丹後市地域福祉活動計画

【令和4(2022)年度~令和8(2026)年度】

ささえ愛 たすけ愛 ふれ愛のまち 京丹後

令和4(2022)年3月

京丹後市·京丹後市社会福祉協議会



はじめに

本市では、平成29年6月に「第3次京丹後市地域福祉計画 ~ささえ愛 たすけ愛 ふれ愛のまち 京丹後~」を策定し、地域の様々な生活課題に地域全体で取り組んで きました。

近年、わが国では、高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々が 暮らしていくうえでの課題は、様々な分野の課題が絡み合って「複雑化」し、また、個 人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。

他方で、少子高齢・人口減少という国及び地域が抱えている大きな課題は、国全体の経済・社会の存続の危機に直結するものであるといえます。人口減少により多くの地域では社会経済の担い手の減少を招き、地域の活力や持続可能性を脅かす課題を抱えています。

このような状況のもと、本市では、誰もが社会とのかかわりを持ちながら、住みなれた地域で安心して暮らせる「真の地域共生社会」の実現を目指すため、第3次京丹後市地域福祉計画で掲げた基本目標や取り組みの方向を引き継ぐ形で、第4次京丹後市地域福祉計画を策定しました。

本計画の策定にあたっては、「京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会」を設置し、その審議会を構成する部会の1つである「地域福祉部会」において、計画の見直しに取り組みました。また、地域福祉に関するアンケート調査や京丹後市社会福祉協議会による「福祉のまちづくり懇談会」などにおいて、本市における様々な地域福祉の現状と課題についてご意見をいただき、本計画に反映しました。

本計画は、計画推進のための視点として「誰ひとり置き去りにしない『真の地域共生社会』の実現」「百才活力社会の推進」「『SDGs』の推進」を掲げ、本市総合計画の施策を実現するための福祉分野の上位計画と位置付けています。さらに、本計画では、京丹後市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と一体的に策定することにより理念や基本目標を共有し、より具体的で効果的な取り組みを行うこととしています。

計画を着実に進め、基本理念であります「ささえ愛 たすけ愛 ふれ愛のまち 京 丹後」を実現するため、地域福祉の主役となる市民の皆様の一層のご理解とご協力を 賜りますようお願いしますとともに、本計画の策定にあたり、ご提言いただきました 京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会の皆様をはじめ、福祉のまちづくり懇談会や 地域福祉に関するアンケート調査にご協力いただきました市民の皆様に心からお礼申 し上げます。

令和4年(2022年)3月

ごあいさつ

京丹後市では、少子高齢化に伴う人口減少や核家族化が急速に進行し、令和2年国勢調査において高齢化率が37.9%に達したほか、それに比例して高齢者世帯や要支援・要介護の認定者数も年々増加傾向にあります。これに対して、将来地域を担う子供たちの人口は年々減少しており、今後の地域や社会・経済の継続が心配される中で、地域における福祉ニーズの多様化や福祉の担い手不足など課題も顕在化してきています。

また、新型コロナウイルス感染症が社会・経済活動に大きく影響し、営業の自粛や倒産などによる生活困窮者が増えたほか、日常生活も大きく変化する中で地域活動やイベントの縮小・中止、サロン活動の自粛など活動の場や出会いの場が減少し、以前から課題となっていた人と人とのつながりの希薄化を加速させるような状況となっています。

このような地域社会の状況に対応するためには、お互いが支え合う地域共生社会を実現させ、希薄化している地域のつながりや絆を回復し、安全・安心で生きがいを持って健康的に住み続けられる環境の整備が求められています。

このような中、京丹後市社会福祉協議会では、市と地域福祉推進の理念・方向性を共有化し実効性を高めるため、それまで定めていた「地域福祉活動計画」について市の「地域福祉計画」と一体的に策定するとともに、行政と社会福祉協議会、そして市民それぞれの果たすべき役割を明確化し、より一層地域福祉の推進に努めてまいる所存です。

本計画では、新たに「誰ひとり置き去りにしない『真の地域共生社会』の実現」「百才活力社会の推進」「『SDGs』の推進」の三つの視点から、人づくり、仕組みづくり、場づくり、環境づくりを進める中で、誰もが地域の担い手として「支え手」「受け手」に区別することなく主体的に「我が事」として参画できるよう、多様な機関・団体が連携しながら、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながり、地域をともに創っていく地域共生社会の実現を目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました市の京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会の皆様、また本会の地域福祉・ボランティア部会の委員の皆様、さらにはアンケートやまちづくり懇談会、オープンミーティングに参加していただいた市民の皆様をはじめ、関係の皆様に心よりお礼を申し上げます。

令和4年(2022年)3月

社会福祉法人 京丹後市社会福祉協議会 会長 藤井 美枝子

目 次

第1	章	計画策定にあたって	…1
1	計画	ī策定の趣旨	…1
		iの位置づけ	
		iの期間	
4	国や	P府の動向	5
	(1)	地域共生社会の実現に向けて	…5
	(2)	地域福祉計画の充実について	6
	(3)	「重層的支援体制整備事業」の創設について	7
	(4)	京都府の動き	٤
5	地域	福祉にかかわる法改正など	6
	(1)	生活困窮者自立支援	Ç
	(2)	介護保険·高齢者福祉 ·····	
	(3)	権利擁護支援	Ç
	(4)	障害のある人の福祉	و
	-	児童福祉、子ども・子育て支援	
		保健・健康づくり	
		災害弱者支援	
		人権三法	
		持続可能な開発目標	
6	計画	〕策定における体制	·11
		京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会への諮問	
		京丹後市社会福祉協議会の役割	
		本市を取り巻く環境	
1	各種	統計からみた人口構成などの状況	.12
		人口・世帯数の推移と高齢化の状況	
	(2)	要支援・要介護認定者の状況	.14
	(3)	少子化の状況	.15
		障害のある人の状況	
	(5)	成年後見制度の利用状況	.16
		生活保護の状況	
		ケート調査と福祉のまちづくり懇談会などからみた分析	
		調査の方法	
	(2)	分析から見える地域の現状	.20

第3章 第3次計画のまとめ	
1 第3次計画の成果と課題	44
(1) 基本目標ごとの成果と課題	44
(2)新型コロナウイルス感染症の影響	47
2 第3次計画を踏まえて	48
第4章 計画の基本理念と目標	49
1 基本理念	49
2 推進のための基本目標	49
3 計画推進のための視点	50
(1)誰ひとり置き去りにしない「真の地域共生社会」の実現 …	50
(2) 百才活力社会の推進	50
(3) [SDGs] の推進	51
4 第4次京丹後市地域福祉計画・地域福祉活動計画体系図	52
5 重層的支援体制整備事業の導入に向けた検討	53
第5章 目標達成のための取り組みの方向	54
基本目標1 支え合う人づくり	54
基本目標2 安心・安全の仕組みづくり	61
基本目標3 ふれあいの場づくり	69
基本目標4 生涯現役を支える環境づくり	73
第6章 計画の推進に向けて	78
1 推進体制	78
(1) 庁内推進体制の整備	78
(2) 社会福祉協議会を中心とする民間の推進体制の充実	78
2 進行管理と評価	78
(1) 進捗管理と評価体制	78
(2)評価方法	78

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、本格的な人口減少社会の到来や少子高齢化社会の進行、核家族化、単身世帯が増加するなど、社会構造の変化とともに地域のつながりが希薄化しています。家庭や地域における支援力が低下し、虐待をはじめとする介護や子育てに関する問題、生活困窮やひきこもりの問題、80歳代の親が50歳代の子どもの生活を支える8050問題*1などが顕著になっています。

また、ひきこもりや支援拒否などによる社会からの孤立や虐待、暴力などの社会問題、ダブルケア*2、ヤングケアラー*3のように、様々な分野の課題が同時にいくつも絡み合って複雑化・複合化し公的な福祉サービスのはざまにある事例などが発生しています。

本市では、平成29年に「第3次京丹後市地域福祉計画」を策定し、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民が主体的に「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、「地域力」を強化して、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指し取り組みを進めてきました。

一方、社会福祉法人京丹後市社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」という。)では、地域福祉計画が示す基本目標の具体的な行動内容を定めた「京丹後市地域福祉活動計画」を策定し、民間の福祉活動の中心として、さまざまな福祉事業を実施するとともに、住民主体の福祉活動の支援・促進の取り組みを進めてきました。

両計画は、いずれも地域住民を主役として地域福祉の推進を目指すもので、地域福祉のあるべき姿を描いており、密接不可分の関係にあります。

これらの状況を踏まえて、地域福祉推進の理念・方向性を共有化し、令和4年度から令和8年度までの5年を計画期間とした「第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画」を一体的に策定することで、さらなる京丹後市民の福祉の向上及び地域福祉の充実を図ります。

2 計画の位置づけ

本計画は、第2次京丹後市総合計画に掲げる地域福祉施策の最上位計画として位置づけており、基本構想に掲げる将来像を実現するため社会福祉法第107条に規定されている5つの事項を踏まえ策定するものです。

また、本計画は、平成31年3月に策定された京都府地域福祉支援計画と連携する とともに、他の福祉分野の計画との整合性および連携を図りながら地域福祉を具現化 するための計画です。

社会福祉法 (抜粋)

(目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、 社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の 公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて 社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

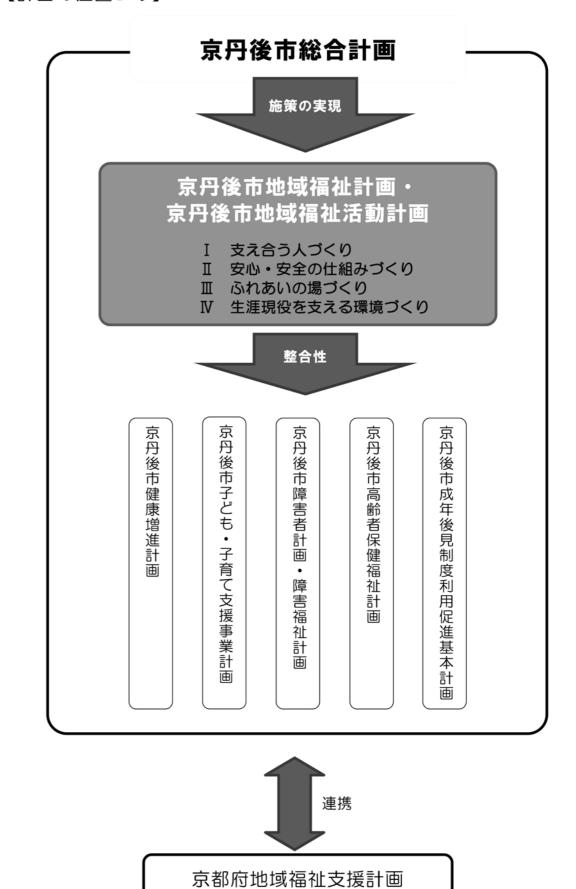
(市町村地域福祉計画)

- 第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。
- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2

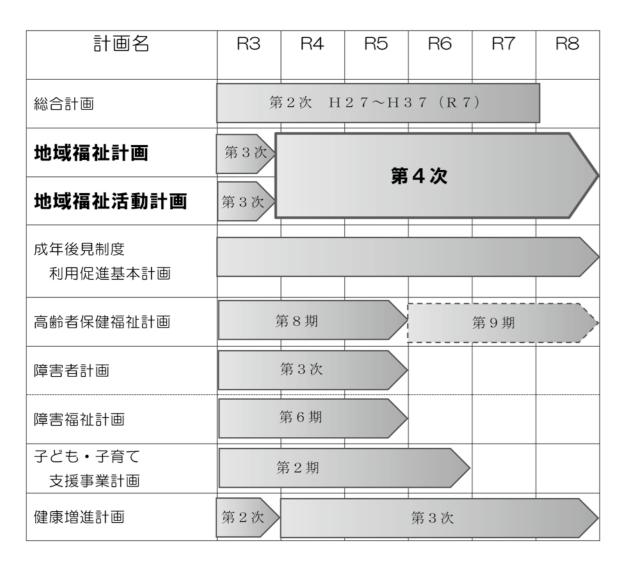
- 2 (略)
- 3 (略)

【計画の位置づけ】



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5か年とし、必要に応じ見直します。



4

4 国や府の動向

令和7年には、団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢期に入り、令和22年には団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢期に入ります。少子高齢・人口減少社会という大きな課題に直面する中、社会情勢の変化により、地域で相互に支えあう「地縁」の希薄化が進み、世代間の意識の違いも広がっています。

国ではこれまで、高齢者、障害者、子どもなど、対象者ごとに公的な支援制度の充実を図ってきており、この5年間で高齢者の介護や認知症施策、障害者差別の解消、子どもの貧困や生活困窮に対して国の制度・施策は一定充実してきています。

(1) 地域共生社会の実現に向けて

「ニッポンー億総活躍プラン」(平成 28 年 6 月閣議決定)では、子ども・高齢者・障害者等、すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現していく旨が示されました。

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という 関係を超えて、住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源 が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きが い、地域をともに創っていく社会とされています。

「地域共生社会」の実現には、制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題 (複合的な課題、制度のはざまなど)の存在や社会的孤立、社会的排除への対応、また 地域の「つながり」の弱まりや地域の持続可能性の危機などの諸問題に対応するため、「『地域共生社会』の実現に向けて(当面の改革工程)」に基づいて取り組みが進められており、困りごとを既存の制度に当てはめていくのではなく、困りごとを抱えた一人ひとりの生きていく過程に寄り添った支援を行うことが重要となっています。



(2) 地域福祉計画の充実について

地域共生社会の実現に向けた改革の一環として、平成 29 年6月に「地域包括ケアシステム*4の強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布され、社会福祉法の一部が改正されました。改正社会福祉法では、地域福祉計画の策定を市町村の努力義務とし、計画に盛り込むべき事項が追加されました。

平成 29 年社会福祉法改正の概要

地域福祉推進の理念を規定【法第4条2項関係】

支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者が主体的に把握し、支援関係機関と連携して解決を図ることを目指す旨が明記されました。

市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定【法第 106 条の 3 第 1 項関係】 地域福祉の推進のために地域住民等や支援関係機関が相互協力を円滑に行い、 地域生活課題の解決に向け、包括的な支援体制づくりに努めることとされました。

- ●地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- ●住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相 談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
- ●生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活 課題を解決するための体制

地域福祉計画の充実【法第 107 条関係】

市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、「上位計画」として位置づけられました。

(3)「重層的支援体制整備事業」の創設について

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和3年4月1日に施行され、重層的支援体制整備事業の創設などが新たに規定されました。

重層的支援体制整備事業は、生活課題を抱える住民を支援する体制や、住民が地域 福祉を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に支援することができるよう、 福祉分野に関連する法律に基づき一体的に実施する事業です。高齢者福祉や障害者福 祉、児童福祉、生活困窮者自立支援等の制度ごとに分かれている相談支援などの関連 事業について、財政支援を一体的に実施していくこととされています。

令和2年社会福祉法改正の概要

重層的なセーフティネットを強化するための事業 【法第 106 条の 4】

地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制整備の具体化のための新たな 一手法として、「重層的支援体制整備事業」を行うことができるとして定義されま した。

- 相談支援(第2項第1号)
- 参加支援(リ 第2号)
- ・地域づくりに向けた支援(リ 第3号)
- アウトリーチ等を通じた継続的支援(リ 第4号)
- 多機関協働(リ 第5号)

地域福祉計画への記載【法第 107 条第 1 項第 5 号】

重層的支援体制整備事業は、法第4条第2項に定める理念を実現するために、 法第106条の3第1項に定める包括的な支援体制づくりの具体化のための一手 法であることから、地域福祉計画に盛り込む事項として、第5号に「包括的な支 援体制の整備に関する事項」が加えられました。

(4) 京都府の動き

「京都府地域福祉支援計画」は、令和元年度から令和5年度までの5年を計画期間として策定され、年齢や障害のあるなしに関わらず、個人の尊厳を守りながら、一人ひとりが地域社会の一翼を担い、お互いに支え合い、希望を実現できる地域共生社会の確立を目指し、地域を支える人材や団体の育成、専門機関との連携などの体制づくりの取り組みを進めています。

また京都府では、「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」や「言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人とない人とが支え合う社会づくり条例(聞こえの共生社会づくり条例)」等の地域福祉を具体化する条例も制定されており、誰もが安心できる暮らしやすいまちを目指し、生活環境の整備、福祉教育の充実など人にやさしいまちづくりの推進を支援する計画となっています。

京都府地域福祉支援計画

〈府の取り組み方向〉

1 地域において包括的に相談・支援できる仕組みの推進

8

- 2 地域で支え合うための人材
- 3 様々な地域福祉課題に対する取り組み
- 4 人にやさしいまちづくり
- 5 災害にも強い地域福祉

5 地域福祉にかかわる法改正など

(1) 生活困窮者自立支援

生活困窮者自立支援法は、施行から5年が経過し、生活困窮者に寄り添った包括的支援がさまざまな分野の関係機関とのつながりの中で実施されてきました。 また、平成30年10月に施行された「改正生活困窮者自立支援法」では、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、「生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化」や「子どもの学習支援事業や住宅支援の強化」などが盛り込まれました。

(2)介護保険・高齢者福祉

団塊の世代が75歳以上となる令和7年以降、国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれています。高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築し、深化・推進していく必要があります。

令和2年6月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により介護保険法の一部が改正され、国と地方公共団体の責務として、「保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策等を包括的に推進するに当たっては、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現に資するよう努めなければならない」と規定されました。

(3)権利擁護※5支援

平成 28 年度に施行された「成年後見制度**6の利用の促進に関する法律」では、認知症、知的障害その他の精神上の障害があるなど、判断能力などの問題で、日々の生活で当たり前のことが難しくなってきたときにでも、本人・家族・同じ地域に住む人・同じ地域で活動する人など、すべての人が支え合い、尊重しながら暮らすことのできる社会(地域共生社会)が必要であり、それを実現するための一手段として「成年後見制度」が位置付けられています。

同法第 14 条第 1 項で市町村は国の成年後見制度利用促進計画を勘案し、市町村区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとすると定められました。

(4) 障害のある人の福祉

平成 25 年 4 月に「障害のある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)が施行され、「障害者」の定義に難病等が追加され、「制度の谷間」がないよう支援が行われるようになるとともに、ケアホーム**7のグループホーム**8への一元化などが実施されました。その後、平成 30 年 4 月の「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部を改正する法律の施行(平成 28 年 6 月に一部施行)により、自立生活援助や就労定着支援といったサービスの創設や、高齢の障害のある人が、介護保険サービスを円滑に利用するための見直しなどが行われるとともに、障害のある子どもへのサービス提供体制を構築するための障害児福祉計画の策定が義務付けられました。

9

(5) 児童福祉、子ども・子育て支援

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」^{※9}が成立しました。これらの法律に基づき、平成27年4月から、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」の3つを柱とする「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。これにより、各市町村において5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの推計やそれに対応する提供体制、実施時期等を定めることが義務付けられました。

また、平成 26 年度までの時限立法であった「次世代育成支援対策推進法」については、社会全体でのさらなるワーク・ライフ・バランス*10 の浸透や女性が就労の場で活躍できる取り組みの促進、企業の仕事と子育ての両立のための環境整備などを推進するため、令和 6 年度末までの 10 年間に延長されました。

(6) 保健・健康づくり

平成 25 年度から令和5年度までの「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動(健康日本21)(第二次)」を推進することを目的として、「健康増進法」に基づく「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針(基本方針)」が改正され、新基本方針に具体的な目標を規定することとなりました。また、平成30年の「健康増進法」の一部改正に伴い、受動喫煙対策における国及び地方公共団体の責務や施設の管理者が講ずべき措置等について定められました。

(7) 災害弱者支援

近年の災害においては高齢者や障害者が犠牲となっており、災害における全体の死者のうち65歳以上の高齢者の割合は、令和元年台風第19号では約65%、令和2年7月豪雨では約79%でした。

これらの災害を踏まえ、高齢者等の避難のあり方について議論を行い、令和3年5月に「災害対策基本法」が改正され、市町村において、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の策定を努力義務とする規定等が創設されました。併せて5年間で実効性のある個別避難計画にすることが求められています。

(8) 人権三法

平成 28 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、同年 6 月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律」、また同年 12 月に「部落差別の解消の推進に関する法律」という差別を解消するための3つの法律が施行されました。

この3つの法律は、国籍、性別、世代などさまざまな違いを超えて、すべての人の人権が尊重され、共に支え合い、共に生きることができる「共生社会の実現」を目指し施行されました。

いまだに残る差別を解消するため、すべての人が自分のできることを考え、行動し、人権が侵害されることで「生きづらさ」を感じることのない、生きることの「幸せ」を

感じ取れる社会を築くことが求められています。

(9)持続可能な開発目標

平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されました。SDGsは、令和 12 年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17 の目標と具体的に達成すべき 169 のターゲットから構成されています。

国では、平成 28 年に「SDGs推進本部」を設置し、平成 29 年 12 月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2017 改訂版」において「SDGsの推進は、地方創生に資するものであり、その達成に向けた取り組みを推進していくことが重要」としています。

6 計画策定における体制

(1) 京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会への諮問

本計画の策定にあたっては、福祉関係者、学識経験者などの委員で構成する「京丹 後市健康と福祉のまちづくり審議会」へ諮問しました。審議会を構成する「地域福祉 部会」を中心に精力的に検討を重ね、その内容を本計画に反映しました。

(2) 京丹後市社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会では本計画の策定に当たり、市内の状況や課題を把握するため住民 や団体、そして地域を対象に市内7か所において福祉のまちづくり懇談会を実施する とともにオープンミーティング(公募型住民座談会)を実施しました。

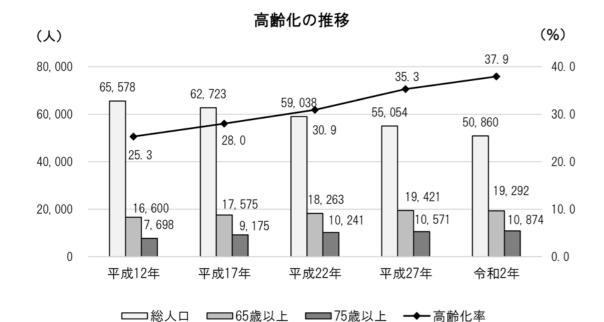
この内容を基に社会福祉協議会では、理事で組織される「地域福祉・ボランティア 部会」において計画内容を検討するとともに、その内容について審議会の「地域福祉 部会」と共有しました。

第2章 本市を取り巻く環境

1 各種統計からみた人口構成などの状況

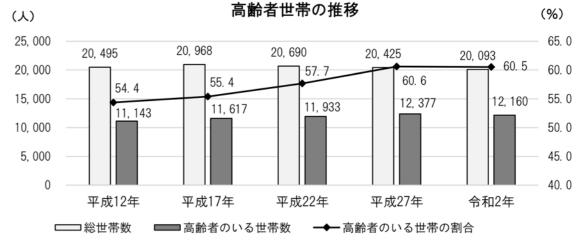
(1)人口・世帯数の推移と高齢化の状況

国勢調査における本市の総人口は、平成 12年は 65,578人、令和 2年は 50,860人となっており、減少傾向が続いています。「65歳以上」の人口については、昭和 60年以降増加傾向が続いていましたが、令和 2年は人口減少の影響により 19,292人となり微減となっています。一方、後期高齢者(75歳以上)については急激な伸びをみせており、令和 2年には 10,874人と平成 12年時点の約 1.4倍となっています。高齢化率も平成 12年の 25.3%から、団塊の世代すべてが 65歳を超えた平成 27年は 35.3%となり、令和 2年度では 37.9%とさらに増加し、年々65歳以上の高齢者の比率が高くなっています。本市の高齢化は、全国(令和 2年: 28.7%)、京都府(令和 2年: 29.4%)と比べても高い割合で推移しており、今後もこの傾向は続くと予測されます。こうした中、高齢者はもとより住民が安心・安全に住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、あらゆる地域資源が連携した地域包括ケアのあり方を構築する必要があります。



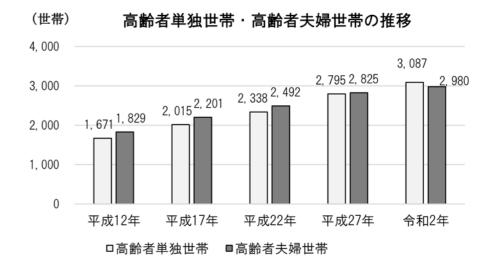
資料:国勢調査

世帯状況の推移をみると、家族形態の多様化などを背景に平成 17 年までの「総世帯数」は増加を続けていましたが、人口減少とあいまって平成 22 年からは減少に転じており、令和 2 年は 20,093 世帯となっています。また、「高齢者のいる世帯数」は、令和 2 年では減少に転じましたが、総世帯に占める割合が 60.5%(12,160 世帯)となっており、依然として6割を超えています。



資料:国勢調査

「高齢者単独世帯」、「高齢者夫婦世帯」(夫婦ともに 65 歳以上の世帯)についても、ともに増加傾向にあり、平成 12 年と令和 2 年を比較すると、「高齢者単独世帯」は 1,671 世帯から 3,087 世帯へ、「高齢者夫婦世帯」は 1,829 世帯から 2,980 世帯へと約 1.6 倍から 1.8 倍になっています。今後も、「高齢者のいる世帯数」「高齢者単独世帯数」「高齢者夫婦世帯数」の増加は一層進むものと予想されることから、地域での見守り活動や災害時要配慮者の把握など、地域住民の協力を得ながら対応していくことが必要と考えられます。

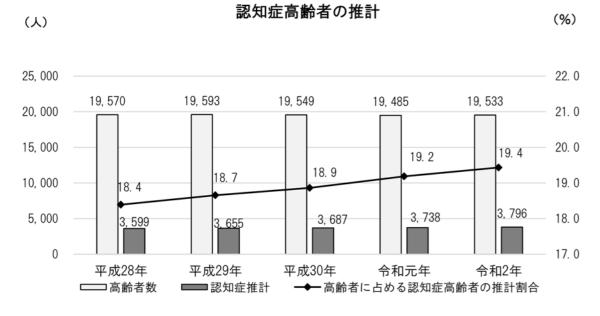


資料:国勢調査

P



認知症高齢者についても、人数及び高齢者に占める割合のいずれもが増加傾向にあり、令和7年には4,000人を超え、割合も20%を超えると予測されています(「厚生労働省認知症対策総合研究事業(H25.3 報告)」に示す認知症有病率を使用し、算定)。



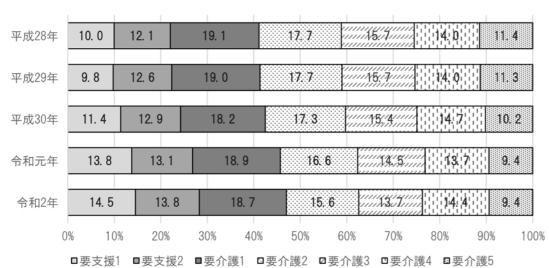
資料:住民基本台帳

(2)要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定者数は、高齢化の進行を背景として増加が続いています。令和 2年で4,122人となっており、平成28年に比べ406人増加しています。要支援1 ~要介護2は増加しており、特に要支援1・2の増加が目立っています。

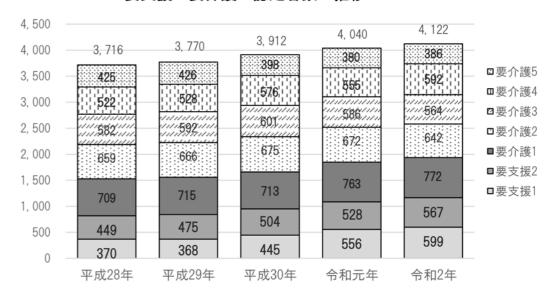
要支援・要介護認定者の構成比をみると、要支援 1・2 の比率の増加が続いています。

要介護度別認定者の構成比の推移



資料:介護保険事業状況報告(各年9月末)

(人) 要支援・要介護の認定者数の推移

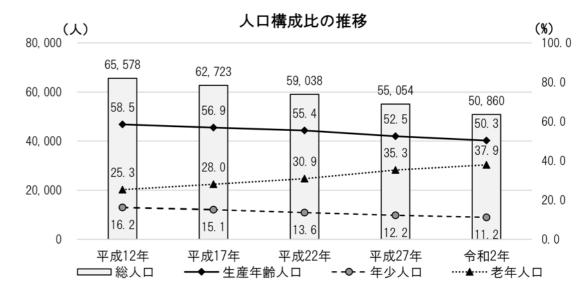


資料:介護保険事業状況報告(各年9月末)

(3) 少子化の状況

国勢調査における本市の年齢別人口構成比率をみると、年少人口(15歳未満)は平成12年(16.2%)から令和2年(11.2%)で5.0%減少していることから、少子化の現象が顕著に現れています。

また、平成27年と令和2年の国勢調査における年少人口比を比較すると、本市が12.2%から11.2%、全国が12.6%から12.1%、京都府が12.3%から11.8%と、全国的に少子化が進んでおり、さらに、晩婚化や未婚率の上昇などから、今後も少子化傾向は続くと予想されます。



※総人口に年齢不詳含む

資料:国勢調査

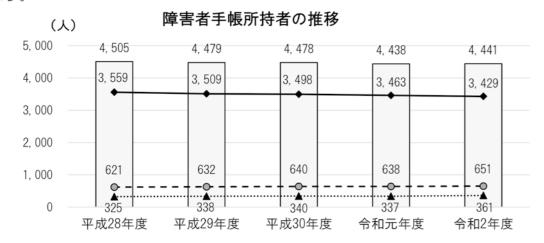




(4) 障害のある人の状況

本市の障害者手帳所持者数の状況をみると、令和元年度末は 4,438 人であったのが、令和2年度末は 4,441 人となっています。

今後も必要に応じた支援策の充実に努めるとともに、地域福祉の視点に基づき、住みなれた地域で障害のある人一人ひとりに応じた自立と共生の社会づくりが求められています。



□ 手帳所持者数 **→** 身体障害者手帳 **- ○** - 療育手帳 **…** ★ … 精神障害者保健福祉手帳

資料: 京丹後市障害者福祉課 各年度3月末現在

(5) 成年後見制度の利用状況

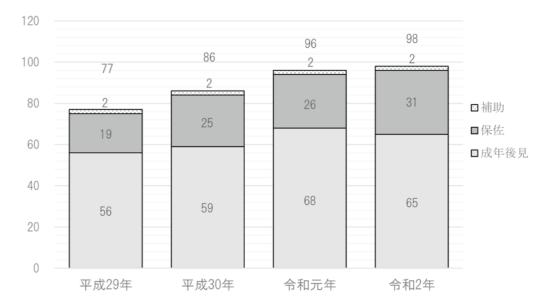
京丹後市の総人口は減少していますが、(1)で示すとおり 65 歳以上の高齢者の割合や高齢者単独世帯がゆるやかに増加傾向となっています。さらに、(4)で示すように、知的障害や精神障害がある人もわずかずつですが増加しています。

こうしたことから、判断能力が十分でない人の権利を守り、生活や財産を法律的に 支援する制度である「成年後見制度」について、制度の周知と相まって相談件数や利 用者数が年々増加しています。

地域包括支援センターにおける成年後見制度等に関する相談実人数

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年
権利擁護に					
関する相談	16	19	18	21	23
(虐待除く)					
うち、成年後					
見制度に関	11	16	17	18	19
すること					

(人) 成年後見制度の利用者数



資料:京都府·京都家裁資料



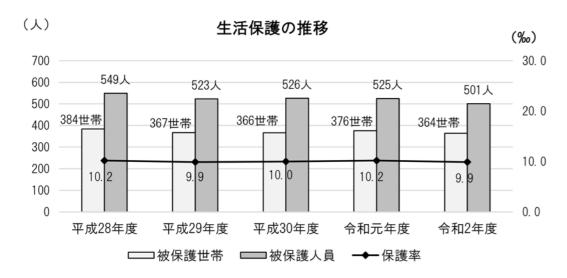
16

7

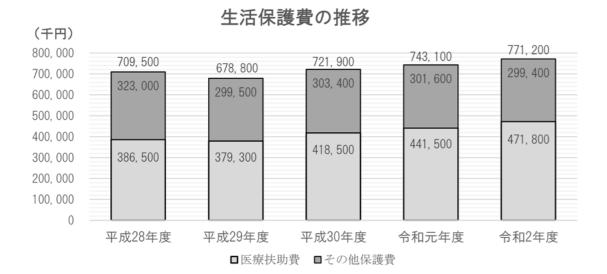
(6) 生活保護の状況

本市の生活保護の推移をみると、令和2年度末と平成16年度合併当初の比較では、143世帯、154人の増となっています。しかし、近年の5年間を見ると、平成28年度末は世帯数が384世帯、受給者が549人、保護率は10.2パーミル*11であったのが、令和2年度末は世帯数が364世帯、受給者が501人、保護率は9.9パーミルとなっており、平成26年度を頂点に微減傾向にあります。これは、景気が回復傾向であったことに加え、平成23年度に開設された寄り添い支援総合サポートセンターによる、生活保護に陥らない支援体制を構築したことも一つの要因であると考えられます。なお、全国的には、コロナ禍が保護世帯数に大きく影響していますが、本市については、あまり影響は受けていません。

また、被保護世帯の世帯数に合わせ、生活扶助費等は横ばいですが、医療扶助費の み、抗がん剤等に代表される高度で長期的な治療を必要とする被保護者が増加してお り、近年、増加しています。



資料:京丹後市生活福祉課 各年度3月末現在



13

資料: 京丹後市生活福祉課 各年度3月末現在

2 アンケート調査と福祉のまちづくり懇談会などからみた分析

地域福祉に関するアンケート調査や社会福祉協議会の福祉のまちづくり懇談会などから、本市における様々な地域福祉の現状と課題が明らかになりました。本市は広域であり、各地区の抱える課題等には違いがありますが、第4次計画においても、第 1次計画から第3次計画までと同様に分類し、アンケート調査や福祉のまちづくり懇談会の内容から経年比較などを行いました。

(1)調査の方法

① アンケート調査の実施

「地域福祉に関するアンケート調査」は、京丹後市にお住まいの 20 歳以上の方 2,000 人を対象に行いました。

- 実施期間: 令和3年1月25日~2月19日
- ・調査方法:アンケート調査票を配布し、郵送及びPC・スマートフォンによる インターネットでの回収

	配布数	回収数	回収率(%)
峰 山	441	222	50. 3
大 宮	367	197	53. 7
網野	474	234	49. 4
丹 後	189	108	57. 1
弥 栄	180	104	57. 8
久美浜	349	173	49. 6
不 明		2	
計	2, 000	1, 040	52. 0

調査票配布・回収の状況

② 福祉のまちづくり懇談会の開催

地域福祉の担い手として活動している地域の区長、民生委員・児童委員、福祉 委員等から地域の状況を、サロン参加者から生活課題を、ボランティアから活動 上の課題について聞き取りを行いました。

• 実施地区及び団体

大宮町河辺区 網野町郷地域 久美浜一区 丹後町谷内区福祉サロン 弥栄町船木サロン

ゆるりら(子育て支援団体) ボランティア連絡会加盟の団体代表

③ オープンミーティング(公募型住民座談会)の開催

地域福祉の担い手と住民自身が、主体的に地域について考え、まちづくりに参画していくきっかけづくりと、年代や地域を超えた住民のみなさんで語り、願いやアイデアを計画づくりの参考にするため、オープンミーティングを開催しました。

19

開催日 令和3年10月6日、10月20日

参加人数 延べ24名(実人数14名)

計画への希望

- ①地域福祉活動の基盤として、人と人がつながる居場所づくり
- ②ソフト面のバリアフリー(意識の改革)
- ③誰もが参加しやすいユニバーサルデザインと持っている力を活かせるような環境面のバリアフリー
- ④市民がまちづくり(地域福祉活動)に参画する機会の創出

(2)分析から見える地域の現状

① 誰もが安心して暮らせる生活環境について

現状

子どもや高齢者、障害のある人などすべての人々が安心して暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域づくりが求められています。

公共施設等のバリアフリー*12 化などの物理的な不便さの解消を進めることは もちろんのこと、地域で暮らす人々の「意識上のバリア」がなくならなければ、 真に安心して暮らせる生活環境をつくり上げることは困難です。

今後、ノーマライゼーション**13 の考えが浸透した社会環境づくりを行うことがより一層重要となっています。

また、「LGBTQ+*14」などの社会的少数派や社会的に孤立している人々など、見えにくく支援につながりにくい課題を早期に発見するためには、住民の一層の理解を進める必要があります。

(アンケート調査の自由記入欄・福祉のまちづくり懇談会での意見から)

- 子どもが安全に遊ぶことのできる公園があるといいと思う。公園でなくても、 すべり台やブランコなどの遊具が近くにあると嬉しい。
- 高齢の方が住みやすいことも重要だが、それを支える若い世代が住みやすくなければ、独居者人ばかりが増え自治体の負担ばかりが重くなる。若い世代が住みやすく出て行かなくても済むまちづくりにも力をいれてもらいたい。

活動推進のポイント

多様性を認めあう意識の醸成

地域社会で支え合い活動の取り組みを推進していくには、誰もが地域を構成 する一員であると認め合い、一人ひとりが同じ地域住民として受け入れ、人権尊 重の意識を持っていることが重要です。

年齢、性別、国籍、障害のあるなしなどにかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う地域共生社会をつくることが何よりも重要です。

② 地域社会に対する意識について

現状

少子高齢化や核家族化の進行だけでなく、20年前と比較して高齢者だけの 世帯は約2倍となっており、高齢者と暮らした経験のない人が増えています。

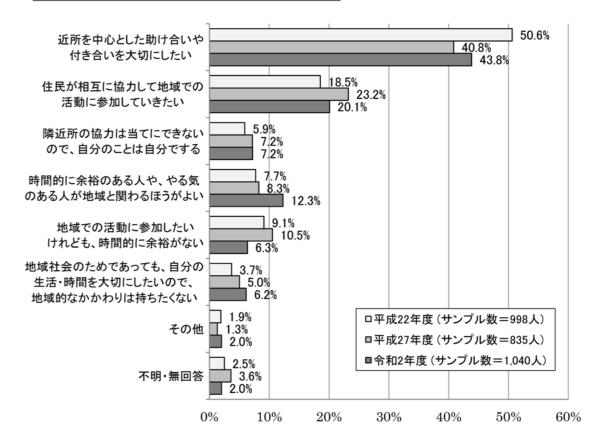
また、高齢者や障害のある人、ひとり親家庭、子育て世代など、生活上、支援を必要とする方が増え、ニーズが多様化・複雑化していることから、制度の間での孤立による「生きづらさ」を感じている人も増えています。

アンケート調査によると「住民が相互に協力して地域での活動に参加していきたい」は減少し、「時間的に余裕のある人や、やる気のある人が地域と関わるほうがよい」「地域社会のためであっても、自分の生活・時間を大切にしたいので、地域的なかかわりを持ちたくない」が増加している結果から、地域社会への関心が薄れており、地域への理解や、支え合い、助け合いの大切さへの理解が進んでいない状況が見受けられます。

そうした中でも、「近所を中心とした助け合いや付き合いを大切にしたい」 の回答が最も多く、懇談会での意見等からも顔なじみや古くから付き合いのあ る関係においては、生活支援を行うなど普段から交流が行われていることがわ かりました。

(アンケート調査から)

図表 「地域での人と人とのかかわり」について







(アンケート調査の自由記入欄・福祉のまちづくり懇談会での意見から)

- 以前よりつき合いは減った。
- 世代により行動時間が違うため、異なる世代では顔を合わせることが少ない。
- 自分の生活、時間を大切にし、空いた時間に地域にかかわる。
- ・ 小さな集落、地域を支える輪を作り、市の育成指導員を派遣する。
- 困っている人、そうでない人を区分せず、気軽に話ができる機会、場所などを 作る。
- ・ 隣近所で仲の良い人や昔からの知り合いやお世話になっている人などに対して は、ゴミ出しや買い物などの支援はできる。
- 子育て中であっても、支援されるだけでなく地域に対してできることをしよう と思って地域の活動に参加している。

活動推進のポイント

支え合い、助け合いの心を育てる

制度の谷間で孤立している人や、見えにくく支援につながりにくい課題を抱える人などにとっては、地域における人とのつながりが重要です。幼少年期から地域でのつながりの意識を持てるように、様々な出会いや交流の機会をつくることが大切です。

また、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に進めるには、近所付き合い、住民同士の交流の拡大を図り、顔見知りの関係を広げていくことで、支え合い、助け合いの心を育てることが重要です。

一方、住民同士の交流、地域活動などを継続的に行っていくためには、現在 の活動の在り方の見直しや地域の考え方を変えるなど、参加する住民の負担 感を軽減するなど参加しやすい仕組みが求められます。

③ 地域を支える担い手について

現状

地区役員や民生委員・児童委員、福祉委員は、地域福祉を推進するボランティアであり大きな役割を担っています。しかし、担い手不足により同じ人に役割が集中したり、交代できないなどが課題となっています。

また、1,500 人を超える多くの住民がボランティアセンターに登録して活動 し、地域を支えています。近年では、ボランティアセンター登録や団体に所属せ ず、関心がある活動に個人で参加する傾向があります。

平成 28 年度末 | 平成 29 年度末 | 平成 30 年度末 | 令和元年度末 | 令和2年度末 般 1,884 1,870 1.915 1,710 1.694 福祉委員 610 609 618 618 581 個 人 28 25 災害事前 31 31 26 登録 |団 体| 8グループ | 8グループ | 6グループ | 8グループ | 8 グループ 災害救援活動 290

登録ボランティア数(延人数)(単位:人)

資料:社会福祉協議会事業報告書他

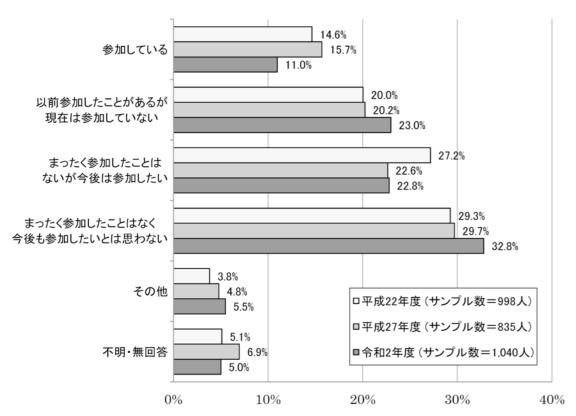
市民の意識をアンケート調査でみると、「ボランティアへの参加状況」では、現在または過去にボランティアの経験がある人、経験はないが今後ボランティア活動への参加意欲がある人は減少し、参加したことがなく、今後も参加したいと思わないという人が増加しています。また、ボランティア活動に対して身構えているような回答も見受けられました。

「ボランティア参加への理由」については、ボランティアを行っている人の多くが、「自分自身のため」もさることながら「支え合いのあるまちづくり」を実現するために活動していることがわかりました。

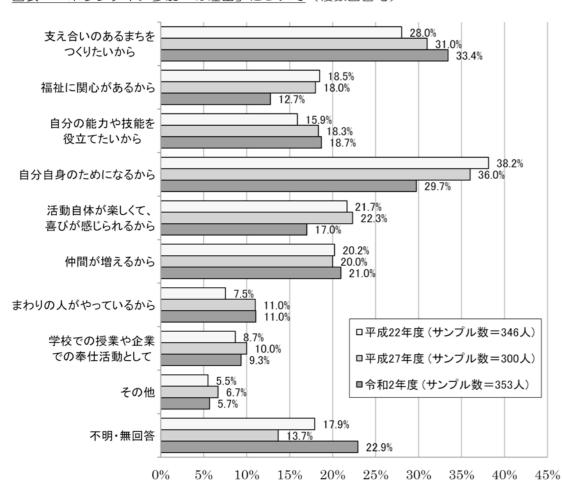


(アンケート調査から)

図表 「ボランティアへの参加状況」について



図表 「ボランティア参加への理由」について(複数回答可)



(アンケート調査の自由記入欄・福祉のまちづくり懇談会での意見から)

- 参加したいが、時間的余裕がない。
- 友人に誘われたら参加できるときに参加している。
- 地区役員やいろいろな団体の役を引き受けているが、それもボランティアの一つだと思う。
- 清掃ボランティアに高校生の参加が多く、若者の意識の高さを感じた。

活動推進のポイント

地域を支える人づくり

地域福祉を推進する担い手の役割や責任を分散し、年齢や性別、国籍を問わず担い手として活動できるような工夫が必要です。

民生委員・児童委員、福祉委員など、地域福祉の推進役として委嘱された方々は、孤立・ひきこもり・虐待・生活困窮など深刻な地域課題に関わることもあり、ともに学びあう場が必要です。

ボランティアの入り口支援

地域福祉活動をしたことはないが関心がある方に対しては、参加のきっかけ づくりと、活動のための学びと体験の機会が必要です。

ボランティア活動している人の多くは、参加理由を自分自身のためになるからと考えており、さらには仲間ができ、自分を活かせる活動として捉えています。ボランティアの入り口として、まずは自分自身の暮らしをよくするための学びからはじめ、その学びを地域福祉活動に活かせる人材の育成が必要です。







④ 生活相談に対する支援について

現状

アンケート調査によると、「生活する上で困ったときの相談先」については、「家族」が平成 22 年度では 85.2%、平成 27年度は 51.1%、令和 2 年度は 51.3%とそれぞれ最も高くなっていますが、平成 27年度、令和 2 年度は、平成 22 年度と比較し、約 3 割も減少しています。次いで、平成 22 年度は「親戚」「知人・友人」の順で多いですが、平成 27 年度、令和 2 年度は「知人・友人」の方が「親戚」より多い結果となっています。

一方、「近所の人」は、平成 22 年度には 13.1%ありましたが、令和 2 年度は 5.4%と半分以下となっています。対して、行政や医師などを相談先として考え ている人が増加し、また、「誰にも相談したくない」も増加しています。さらに、「不明・無回答」も大きく増加しており、相談できる相手がないもしくは分から ない可能性のある人が増加している恐れがあります。

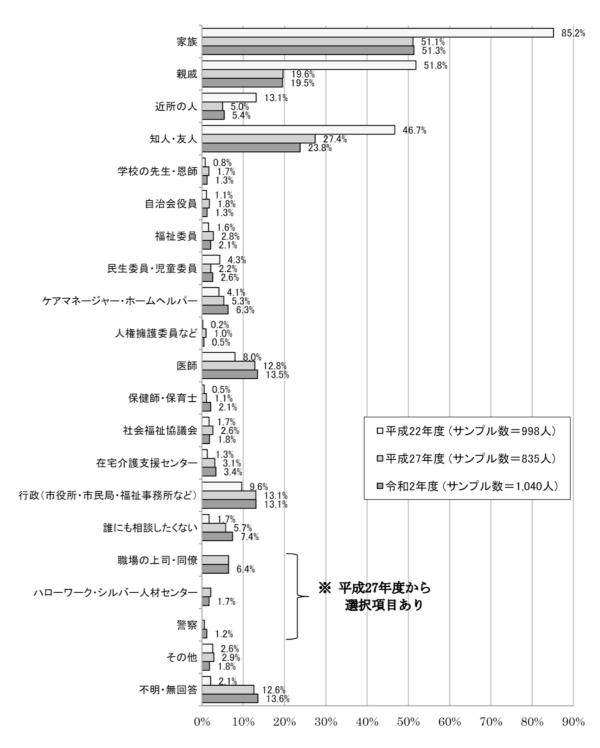
何でも話せる相談先としては、家族や親戚など身近な人が多い結果となっていますが、抱えている困りごとが複雑化・多様化しているのか、いずれの割合も大きく減少しています。地域において、気軽に相談できる場を作るとともに、住民と行政、専門職等が協働しながら、生活課題を解決できる場の充実が求められています。





(アンケート調査から)

図表 「生活する上で困ったときの相談先」について(複数回答可)



(アンケート調査の自由記入欄・福祉のまちづくり懇談会での意見から)

- 相談してどうなるものではない。誰に相談しても解決しない。
- 誰に相談したら良いのかわからない。



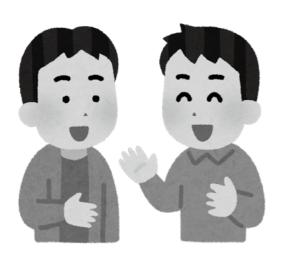
活動推進のポイント

解決に向け相談をつなぐ体制の充実

現在、様々な関係機関で様々な相談や支援事業が実施されていますが、地域共生社会の実現に向けては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画することが何よりも重要です。

住民にとって身近な相談相手は家族や知人・友人で、サロンなど定期的に住民 同士がふれあう機会の場でも、会話の中で相談しあう場面は多く見受けられま す。しかし、その相談ごとの解決に向け、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、 相談支援機関へのつなぎが十分とは言えないことが課題となっています。

そこで、関係機関の職員が地域に出向いて相談できる機会を充実させることと、生活課題の解決に向けて民生委員・児童委員、福祉委員、学校や職場等の地域全体と相談窓口が連携し、ニーズに即した包括的な相談支援体制の更なる充実が必要です。





⑤ 生活困窮者への支援について

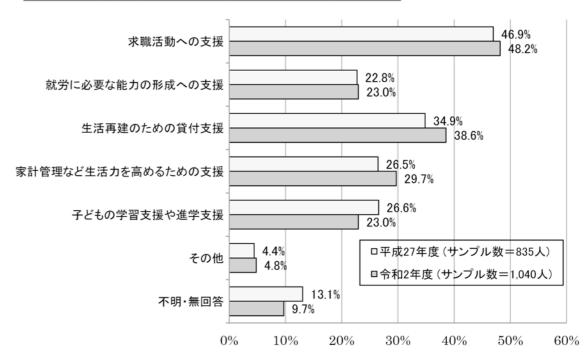
現状

生活困窮に陥る理由は、失業、多重債務などの経済的な問題のほか、家庭、職場、地域、福祉施設等に居場所がないなどの社会的孤立の問題など様々です。これらの問題を複合的に抱え、地域で誰にも相談できず困っていたり、どこに何を相談したらいいのかわからないという状況も見られます。

アンケート調査では、平成 27 年度・令和 2 年度のいずれも生活困窮者になったときに受けたい支援として、「求職活動への支援」が最も高く、次いで「生活再建のための貸付支援」が続いています。経済的な問題の解決と安定した収入の確保が求められています。

(アンケート調査から)

図表 「生活困窮者になったときに受けたい支援」について(複数回答可)



(アンケート調査の自由記入欄・福祉のまちづくり懇談会での意見から)

- ・ 生活できるだけの最低限の生活費の支援が必要。
- 病気がちで仕事ができない。
- 高齢であり自立が一番だが借りても返せない、働くには無理。施設入所も仕方 ない。
- 人に相談しない。できない。気が付いた人に声掛けをしてもらわないと、自分からはいけない。
- 支援を求めることに躊躇する。
- 病気で仕事に就けなくなったときは自立支援を希望したい。





活動推進のポイント

包括的な相談体制の更なる充実

困窮状態に陥る原因としては、経済的な問題のみならず、健康・障害・人間関係・家族関係など多様な問題が複合的に絡み合っている場合が少なからずあります。解決への近道は、複雑化する前に早めに対応することです。そのために、どんな相談でも断らない安心して相談できる窓口として、特定の対象者や分野ごとの枠組みに収まらず、相談者に寄り添い、ワンストップ*15で相談支援を行う体制が既に整えられているものの、地域ニーズに即した包括的な相談支援体制の更なる充実が必要です。

生活保護





⑥ 地域での助け合い、支え合い活動について

現状

アンケート調査によると、「地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なこと」については、「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」の回答が増え、情報提供やPRを重要と考える人が多いことがわかります。

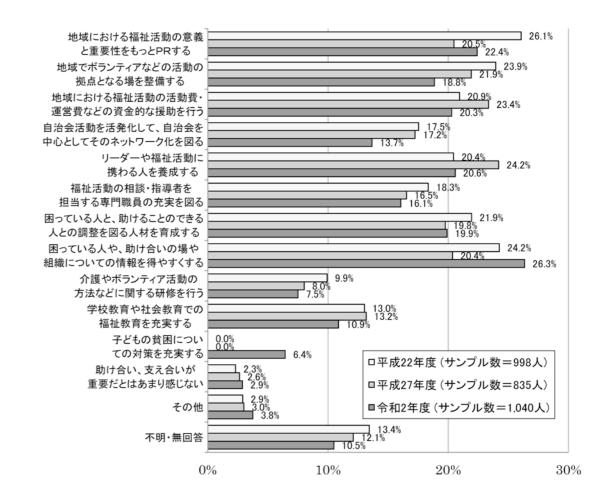
一方、「地域でボランティアなどの活動拠点となる場を整備する」「リーダー や福祉活動に携わる人を養成する」の回答が減少しており、意識の変化がうか がえます。

今回調査から追加した「子どもの貧困についての対策を充実する」は、割合 こそ多くないものの一定数の人が必要性を感じていることがわかります。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、多くの地域福祉活動が中止となり、誰もが外出自粛の日々を過ごしました。 その結果、地域でつながることが難しくなり、困っている人の存在が見えにくくなっています。

(アンケート調査から)

図表 「地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なこと」について (複数回答可)



(アンケート調査の自由記入欄・福祉のまちづくり懇談会での意見から)

- 必要性の理解を得る体制の構築。
- ボランティアではなくお金を払って対価として活動する。
- 自治会(区長)が年々若くなり福祉活動への理解が薄いのではないか。
- 地域がまとまるためには、顔を合わせて話ができる場所が必要。
- ボランティア団体の会員数の減少や高齢化など、団体の枠を超え共通の問題と して考える必要がある。
- 変容する社会状況やコロナ禍に合わせ、活動の形態や内容もその都度対応していく必要がある。
- 団体に所属して活動するボランティアは減少傾向にあるが、個人で参加できる 活動参加は減少しているとは感じないため、単発で参加できる活動につなげて いくとよいのではないか。

活動推進のポイント

活動参加の意欲につながる情報提供

地域における助け合いや支え合い活動を活発にするためには、その活動の重要性をPRすることと共に、助け合いの場や支援組織についての情報を困っている人に届けることが重要です。

また、団体や所属に関係なく個人の意思でボランティアや地域福祉活動に参加できることも大切です。そのためにも、個人でも簡単に活動に関する情報が得られることが重要です。

人と人がつながる地域づくり

多様化していく地域課題や新型コロナウイルス感染症のような新しい課題により地域福祉活動の在り方は変わります。それぞれの役割や活動の多様性を認めあいつつ、互いに連携や協力して支え合うことで地域の支援力を引き上げるような組織や体制づくりが必要です。さらに、その活動を安定させるための資金的な援助、活動の拠点となる場の整備も必要です。

⑦ 地域の防犯力について

現状

地域での人と人のつながりが希薄化する中、孤独死、ひきこもりや消費者トラブル、児童虐待や高齢者・障害者虐待などが社会問題となっています。

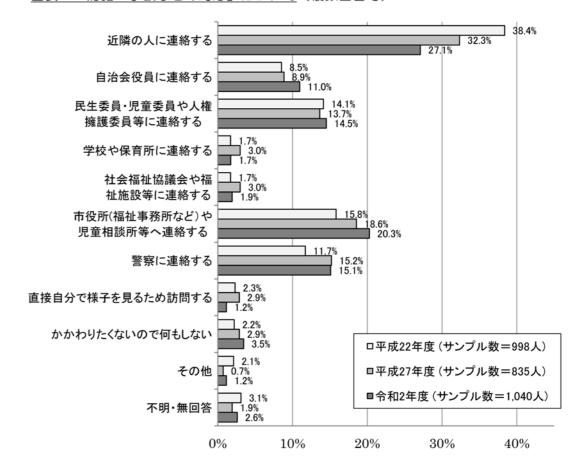
アンケート調査によると、「もしあなたの周囲で事件・事故が起きる恐れがある場合、どう対応しますか」については、「近隣の人に連絡する」が最も高いですが、減少傾向にあります。次いで多いのは、順位の変動はあるものの、「民生委員・児童委員や人権擁護委員等に連絡する」「市役所(福祉事務所など)や児童相談所等へ連絡する」「警察に連絡する」となっています。

「近隣の人に連絡する」が調査ごとに減少し、「市役所(福祉事務所など) や児童相談所等へ連絡する」が高くなっていることから、住民生活の中で行政 機関が相談窓口として少しずつ浸透しつつあることがうかがえる一方、近隣 での助け合いや隣近所での情報交換が減少していると考えられます。

住民や福祉関係者、戸配事業者に「高齢者等見守りネットワーク」への加盟を呼びかけ、220か所を越える事業者が登録しています。配達や訪問等の業務を通じて見守り、気づいたことを相談・連絡する活動が広がっています。

(アンケート調査から)

図表 「防犯・事故などの対応」について(複数回答可)







(アンケート調査の自由記入欄・福祉のまちづくり懇談会での意見から)

- ・ 家族や友人に相談して意見を聞く。
- 話だけでも聞いてあげることができればいい。
- 近所の高齢者に声をかける。

活動推進のポイント

地域全体で見守る仕組み

地域における昼間人口**16の減少により、地域の防犯力の機能低下が懸念される中、それぞれの地域において防犯対策を行うことが必要です。

さらに、社会問題となっている児童虐待や高齢者・障害者虐待の防止及び早期 発見に向け、子育て家庭や介護家庭への見守り活動が重要となっています。

そこで、住民・学校・福祉関係者に限らず、一般企業も含めた地域全体で見守り、防犯力を高める仕組みが必要です。



8 地域での災害対策について

現状

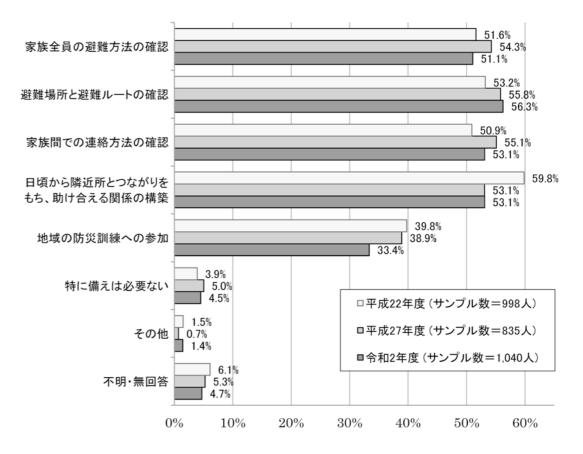
アンケート調査によると、「災害に対する各家庭での日ごろからの備え」については、5割を超える方が「家族全員の避難方法の確認」「避難場所と避難ルートの確認」「家族間での連絡方法の確認」「日ごろから隣近所とつながりをもち、助け合える関係を築く」と回答しています。また、「災害に対する、地域で日ごろからの備え」については、いずれの年度についても、「隣近所での住民同士の日ごろのつながりと助け合い」が最も高くなっています。

しかし、「隣近所での住民同士の日ごろのつながりと助け合い」「防災訓練への参加」が、各家庭・地域のいずれの回答でも、減少しており、住民同士のつながりが希薄になっている傾向が表れています。

「高齢者や障害のある人などの支援を必要とする人たちへの支援体制の整備」は5割超のかたが必要と回答しており、災害時に弱い立場にある人を地域で支援しようという意識の高さがうかがえます。しかしながら、災害時要配慮者支援のための「避難行動要支援者登録制度」を「全く知らない」が 56.4%と半数以上となっており、制度の周知が課題となっています。

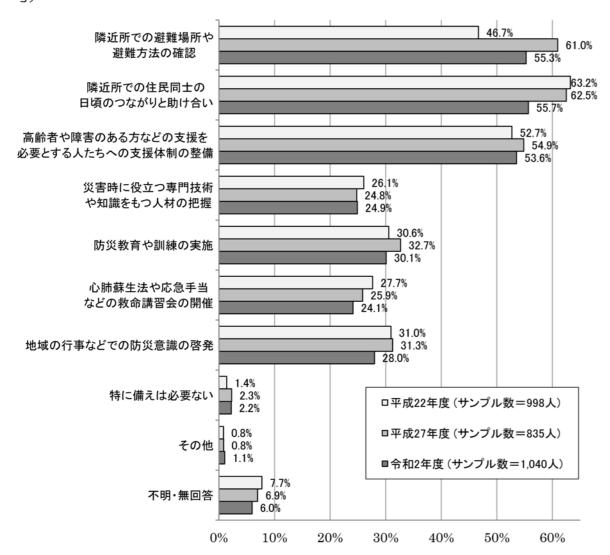
(アンケート調査から)

図表 「災害に備えて、各家庭で日ごろからどのような備えが必要だと思いますか」について (複数 回答可)

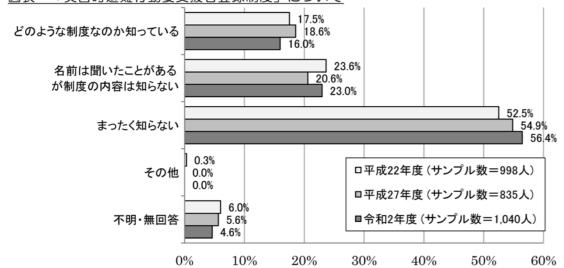




図表 「災害に備えて、地域で日ごろからどのような備えが必要だと思いますか」について (複数回答 or)



図表 「災害時避難行動要支援者登録制度」について



(アンケート調査の自由記入欄・福祉のまちづくり懇談会での意見から)

- 避難訓練は区で行っているが、もう少し具体的に集会などで話し合って直接ー 人一人が確認することが大切である。
- ・ 各区において具体的にどこへ避難するのか、戸々に確認して区の防災記録として誰でも閲覧できる様にしておくことが大切である。
- 避難場所が災害内容と合致しているとは思えない。災害別に考えるべき。
- 災害時の支援のためではあるが、地域住民の個人情報が、日常の支援には活かされない取扱いに課題を感じる。
- 要支援者の避難支援は一人ではできない。複数名の支援体制や、車いすなどの 配置も必要。
- 災害時に備え、要支援者を実際に支援するための講習が必要。

活動推進のポイント

平時からの地域による備え

災害時において命を守るため、地域においては日ごろからの声かけによるつながりづくりが大切です。

さらに、防災訓練により住民の避難行動と避難支援方法の確認を行い、常に支援に必要な体制と備品を整えておくことが必要です。

避難行動要支援者登録制度による個別避難計画の作成

地域、行政、福祉事業所など関係機関が連携して「避難行動要支援者登録制度」 の周知徹底をおこない、支援が必要な方の登録の増加及び、同制度による個別避 難計画の充実を図ることが必要です。



⑤ 高齢者・障害者の権利擁護について

現状

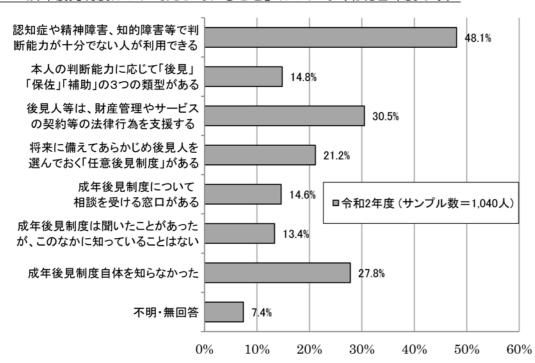
高齢者の割合や後期高齢者数は年々増加しています。また、家族の形態の変化 に伴い高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者が増加傾向にあります。

また、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を所持している 65 歳以上の高齢者 の割合がゆるやかに増加傾向にあります。

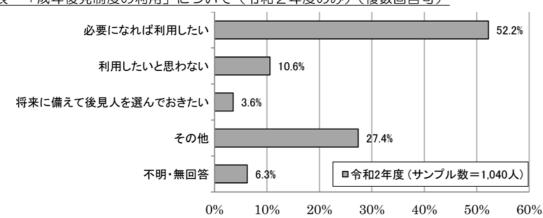
これらの方々の暮らしを支える「成年後見制度」について、アンケート調査によると、半数以上が「必要になれば利用したい」と回答しています。一方、「制度自体知らなかった」「聞いたことはあるがこの中に知っていることはない」となっており、制度の認知度の向上が求められます。また、「時間がかかる」「手続きが複雑」との意見があり、利用しやすい制度となるよう改善が必要です。

(アンケート調査から)

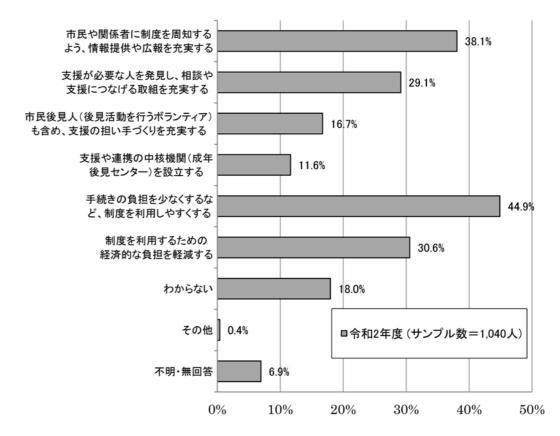
図表 「成年後見制度について知っていること」について(令和2年度のみ)



図表 「成年後見制度の利用」について(令和2年度のみ)(複数回答可)



図表 「成年後見制度の利用促進のために取り組むべきこと」について(令和2年度のみ) (複数回答可)



(アンケート調査の自由記入欄・福祉のまちづくり懇談会での意見から)

- とにかく時間がかかり、結局手続きできずに亡くなりました。手続きが難しく 何度も裁判所の判断に振り回される。
- 手続きが難しい。後の為には必要な人は早くに手続きするのがよいと思う。

活動推進のポイント

成年後見サポートセンターの周知と活用の促進

令和3年度より成年後見サポートセンターを設置し、成年後見制度などの権利擁護支援についての理解を広め、適切な支援に結び付けたり、制度を安心して利用したりできるよう支援を行っています。まずは当該センターの周知を図り、その機能を発揮していくことで権利擁護支援の取り組みが促進されることが必要です。

権利擁護支援に関する人材の育成

権利擁護支援の需要に対応するため、既存の専門職以外に新たに権利擁護支援の担い手として活動できる住民の育成や仕組みが必要です。





⑩ 福祉のあり方とその推進方策について

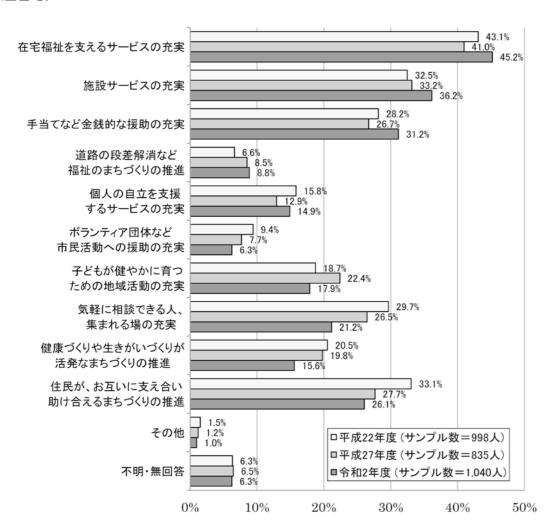
現状

アンケート調査によると、「福祉のあり方」については、「在宅福祉を支えるサービスの充実」が平成22年度では43.1%、平成27年度は41.0%、令和2年度は45.2%と最も高くなっています。次いで高い割合となっているのが「施設サービスの充実」「手当など金銭的な援助の充実」で回を重ねるごとに増加しています。一方、「気軽に相談できる人、集まれる場の充実」「住民が、お互いに支え合い助け合えるまちづくりの推進」は、他の回答に比べ高い割合となっていますが、回を重ねるごとにその割合は減少しています。

福祉のあり方については、今後も在宅福祉サービスや施設サービス等の公的なサービスの充実を図ることが求められています。また気軽に相談できる人や集まれる場所の充実など、住民が支え合い、助け合う仕組みや福祉の拠点づくりを進めていくことも望まれています。

(アンケート調査から)

図表 住み慣れた地域で安心して暮らしていくために大切な「福祉のあり方」について (複数回答可)



(アンケート調査の自由記入欄・福祉のまちづくり懇談会での意見から)

- 医療機関や在宅福祉サービスの充実、公共交通機関の整備が必要。
- これからの福祉行政は「出向く」ことが大切であり、高齢者が出向かなくても 所用が満たされる政策が必要。
- 地域で助け合うことは本当に大切な事だと思うが、いくら施設が増えてもお金がなく利用ができず、入所を控えている方々もおられると思う。生活が苦しい方への金銭面の支援も必要だと思う。

活動推進のポイント

生活課題の解決に向けた支援

福祉サービスによる課題解決を図るためには、増加傾向にある需要に対応できる充分な福祉人材の確保と定着、多様化する福祉課題に対応できる人材育成が求められています。

また、適切なサービスの利用に向け、サービス内容や事業所の特徴、高額介護 合算療養費や利用料減免等の経済的な支援等のきめ細かな情報についての周知 と、相談支援体制の充実が必要です。





⑪ 地域公共交通と外出支援サービスについて

現状

平成 18 年からの上限 200 円バスの取り組み等により、それまで 11,800 人であった公共交通空白地人口は、令和元年度でおよそ 2,000 人まで減少しました。このほかに、丹後町での「ささえ合い交通」、「デマンドバス*17」、峰山町及び大宮町の一部地域を対象にした「予約型乗合タクシー」の実証運行など、様々な移動支援を行っています。しかしながら、交通や道路、施設の利用について、不便さを感じている人がまだまだいるのが現状です。

また、高齢者や障害者などの中には、外出に支援を要する人も少なからずおり、日常生活で支援してほしいこととして「外出・買い物支援」との回答が増加していることから、移動支援の充実や誰もが安心・安全に外出できる環境を整備することが求められています。

(アンケート調査の自由記入欄・福祉のまちづくり懇談会での意見から)

- ・ 交通の便が悪い。タクシー利用は高すぎる。200円バスは回数が少なくて不便。
- 交通が不便、充実したスーパーとかがない。通販が一番になっている。
- 交通の便が非常に悪いと思う。もう少し便数を増して、病院等へも一人で行けるような住みやすい町にしてほしい。
- 交通の便の確保、特に病院やスーパー等への足の確保が大切だと思う。
- 移動販売により買い物はしやすくなったが、移動手段には問題がある。

活動推進のポイント

地域公共交通と外出支援サービス

公共交通は、地域の基本的な社会基盤であり、誰もが安心して通院や買い物など、外出・移動できる手段を整備することは、地域福祉を進める上でも非常に 重要です。

とりわけ、移動手段が限られた高齢者や障害者などが不自由なく外出するためには、地域ごとのニーズを把握し、それぞれの実情に合わせて、公共交通や外出支援サービスの充実など、安心・安全に外出できる環境整備を進めていくことが必要です。

⑩ 地域での福祉活動について

現状

交流の機会や居場所づくりは、高齢者分野では介護予防・日常生活支援総合事業、障害分野では地域活動支援センター、子どもの分野では地域子育て支援センター等の行政や福祉事業所によるものと、世代間交流やサロン活動など自治会や福祉委員、ボランティアなど住民が中心となり実施している活動があります。

しかし、その活動のほとんどが同じ属性や分野にある住民の交流の場や居場所 づくりとなっており、分野をまたいでの利用や参加が難しいのが現状です。

また、誰もが安心して暮らせるまちづくりは、福祉の専門職だけでなく、すべての地域の人と人が関わってつながることで実現します。課題を抱える人が自然と地域の中でつながり、参加できるような支援が必要ですが、まだまだつながり先を福祉関係に限定して捉えているのが現状です。

(アンケート調査の自由記入欄・福祉のまちづくり懇談会での意見から)

- 必要性の理解を得る体制の構築が必要。
- 困っている人、そうでない人を区分せず、気軽に話ができる機会、場所などを 作る。
- コロナ禍において、地区ごとのサロンが居場所づくりとして重要と再認識した。
- サロン等の地域での取り組みが自主的なものとなっておらず、役割を与えられた住民の負担となっているように感じる。
- 例えば、旧町の中心部の旧金融機関の建物を多目的な施設にする等を考えてはどうか。

活動推進のポイント

今ある活動と活動支援の見直し

属性や分野を越えての地域への参加支援のためには、新たな福祉活動をつくりだすだけでなく、今ある福祉活動の参加対象者を見直したり、誰にとっても参加しやすい場所となるような工夫も大切です。

また、助成金や補助金によっては参加対象者を限定しているものもあり、参加できない場合があります。参加者が分野をまたいで利用した場合の活動費支援の検討も必要です。

地域での福祉活動のコーディネート

地域での既存の活動や日常的な支え合いの把握、事業所を含む市民のやる気への支援、参加の機会をコーディネートする役割を担う機関が必要です。

さらに、地域の居場所を創造するため、福祉に関わらず創造の可能性がある 人や団体、事業所などと「相談・協議・学びの場」を設けることが重要です。



第3章 第3次計画のまとめ

1 第3次計画の成果と課題

第3次計画では、地域福祉計画と地域福祉活動計画を効果的に推進するため、それ ぞれの計画の基本目標や内容の整合を図り、連携して具体的な方策の推進を図ってきました。

(1)基本目標ごとの成果と課題

基本目標 1:支え合いの人づくり

(活動計画: たすけあいの心を育む人づくり)

地域をもっと住みよいものとするためには、地域住民一人ひとりが支え合い、助け合いの意識を高めることが大切であるとして、意識啓発や地域活動に参加しやすい環境づくりに取り組みました。加えて、社会福祉協議会等が進めるサロンなどの様々な地域活動、地域や学校との連携による福祉学習、福祉委員研修やボランティア養成講座による担い手育成のほか、高齢者の社会参加と生きがいづくりのための活動別担い手養成について重点的に取り組みました。これらの取り組みにより地域の中での人と人との輪に広がりが見えてきました。

他人事になりがちな福祉の課題や活動を「我が事」としてとらえられるよう、これまでの紙媒体による福祉情報の提供だけでなく、若者にとって身近な SNS を積極的に活用して福祉情報を提供しました。しかし、多様化する福祉課題や社会の多様性などへの理解は十分とは言えず、社会的に孤立している人々がいるのが現状です。

しかし、若年層では地域への愛着を感じないとの傾向が増加しつつあり、近所付き合いについても希薄化している傾向にあります。また、地域間における活動内容には依然として差がうかがえ、福祉活動を担ってきた民生委員・児童委員や福祉委員、ボランティアなどの高齢化や固定化、担い手不足が大きな課題となっています。

課題 1. 多様性を認め合う意識の醸成が必要

課題 2. 支え合いの担い手づくりが必要

課題 3. ボランティアの入り口支援が必要

基本目標 2:安心・安全な仕組みづくり

(活動計画:安心して暮らせるためのしくみづくり)

身近で気軽に相談できる民生委員・児童委員や福祉委員による相談支援体制の充実、福祉ニーズと活動のマッチング機能を持つボランティアセンターの活動、地域全体で見守る高齢者等見守りネットワークの拡大、災害時などにおける要支援者の支援体制の確立などにより、地域全体で誰もが安心・安全に生活できる仕組みの充実と強化を図りました。

その中でも特に、様々な悩みを抱えている方のワンストップ相談支援を行う「寄り添い支援総合サポートセンター」では、相談者の利便性の向上と早期課題発見のためアウトリーチ**18支援の充実により相談者が増えています。また、京丹後市成年後見制度利用促進基本計画を策定し、令和3年度から成年後見サポートセンターを設置して制度の利用促進や普及啓発に取り組んでおり、今後は、権利擁護支援に関わる人材育成と新たな権利擁護支援の仕組みづくりを進める計画としています。

さらに、生活課題が複雑化・複合化し複数分野にまたがるケースについて、分野の 重なり合っている部分における協働が機能すればより支援の可能性が広がるという点 に着目し、そのための支援体制の整備を進めています。

しかし、社会保障制度の改正や、大規模化・多発化する自然災害、特殊詐欺*19をはじめとした巧妙化する犯罪など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。さらに新型コロナウイルス感染症*20のまん延により地域を支える活動が制限され、社会生活の変容を求められています。これらのことから、これまで以上に安心・安全で一人ひとりのニーズに対応できる仕組みについて、充実を図る必要があります。

課題 4. 包括的な相談支援体制の充実が必要

課題 5. 支え合い、助け合いの機能の充実が必要

課題 6. 地域での防犯対策や見守り体制の強化が必要

課題7. 防災と災害対策の強化が必要

課題 8. 必要とされる福祉サービスの提供できる基盤の強化が必要

基本目標3:ふれあいの場づくり

(活動計画:人とひとが豊かにふれあう場所づくり)

福祉委員やボランティア等は、地域の中での孤立を防ぐためにサロン活動を、公民館活動や学校・保育所等は、人と人との輪をひろげるための世代間交流活動などを実施し、社会福祉協議会や共同募金委員会は、活動助成や研修を行い魅力ある活動と新たな担い手確保、活動継続の支援をしました。新型コロナウイルス感染症の発生後は、対面による活動が制限されましたが、新しい生活様式を取り入れた活動や訪問活動に切り替えるなどの工夫により、これまでのつながりを途絶えさせない動きが広がりました。

また、地域包括支援センター、障害者地域活動支援センター、地域子育て支援センター等の行政や福祉事業所によるつながりづくりと居場所づくりも進めてきました。

しかし、活動を支える財源や活動内容・参加者の固定化などの影響で、それぞれの 対象者向けの場づくりに偏り、多様な人がつながる場づくりが難しい問題があります。 また、地域活動に来られない方の状況をどのように把握するかの課題もあります

今後は、活動内容を検証しながら先進的なモデル事例を参考に、新しい生活様式を 取り入れ、対面のみにこだわらず、多様な人が参加できる場づくりも推進していく必 要があります。

> 課題 9. 新たな生活様式をとりいれた活動が必要 課題 10. 誰もが集える場が必要



基本目標 4: 自立を支える環境づくり

(活動計画:地域生活を支える環境づくり)

誰もが自身の力を発揮して生きがいをもって暮らせるよう、老人クラブやスポーツ・趣味などのグループ活動への支援のほか、健康づくり推進員と関係機関による健康教室や、生活支援コーディネーターによる高齢者の生きがいづくり、寄り添い支援総合サポートセンター等による就労支援を行いました。

社会参加のための基盤づくりとして公共交通空白地の解消を図ったり、公共施設等のバリアフリー化を進めたりしてきました。また、「LGBTQ+」などの社会的少数派への理解を深め、意識上のバリア*21を取り除くための人権講演会やセミナーなどを開催しました。

自立を支える環境づくりは、「百」歳になってもそれぞれの「才」能を活かして活躍できる「百才活力社会*22」の実現に向けた取り組みであり、年齢、性別、国籍や障害のあるなしなどにかかわらず、地域で生活する誰もが生きる喜びを感じ、安心と尊厳を持って暮らせるための環境づくりとして、今後も推進していく必要があります。

また、高齢者の社会参加の促進により、高齢者の地域活動、社会貢献、就労機会の拡大を図り、百才活力社会の推進に資することを目的に、令和3年4月に京丹後市シルバー人材センターと締結した協定に基づく取り組みの一層の推進が必要です。

課題 11. 生涯現役のための健康づくりが必要

課題 12. 才能を活かせる場への参加支援が必要

課題 13. バリアフリーとユニバーサルデザインによる社会参加の 基盤づくりが必要

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症が世界的に猛威を振るい、令和2年4月に我が国においては、緊急事態宣言が発令されました。東京2020オリンピック・パラリンピックの延期をはじめ全国的な外出自粛や休業の要請など、感染防止対策として人と人との接触が極端に制限される事態となりました。宣言発令に伴う緊急事態措置は、京都府においては令和3年9月まで4回にわたって行われ、この間、様々な事業が中止や縮小されました。外出自粛や人との接触機会の削減を求めた緊急事態措置は、住民の交流や見守り、生きがいづくりを目的に実施されてきた地域福祉活動やボランティア活動にも影響を及ぼし、様々な活動が休止を余儀なくされました。

今後、住民の暮らしが新しい生活様式へ移行していくことにあわせて、地域福祉活動も「ウィズコロナ」「アフターコロナ」*23 に対応した取り組みが求められます。

2 第3次計画を踏まえて

第3次計画では、「支え合いの人づくり」「安心・安全な仕組みづくり」「ふれあいの場では、「支える環境では、「支える環境では、の4つの基本目標を掲げ計画を推進してきましたが、前述のとおり基本目標でとに様々な課題が把握できました。

この間、少子高齢化の進行、高齢者世帯の増加や核家族化などの家族形態の変化、 経済状況の変化や新型コロナウイルス感染症の流行など、様々な課題が発生していま す。地域においては、人の繋がりの希薄化や交流が少なくなる傾向にあると感じる人 が多い一方、生活上の問題が複雑化・複合化しており公的サービスや相談支援の充実 を求める声が多くあることがアンケートから読み取れます。

暮らしや社会構造が変化する中、人々が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で、自分らしく暮らしていけるよう、地域住民が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた仕組みづくりが必要です。

第3次計画の成果と課題を踏まえ、本市の地域福祉の推進に向けた基本理念「ささえ愛 たすけ愛 ふれ愛のまち 京丹後」の実現に向け、地域や人々がつながり、ともに支え合い、生きがいを持っていつまでも元気に暮らすことのできる支援体制の構築が求められます。





第4章 計画の基本理念と目標

少子高齢化に伴う人口減少、情報化の進展など、急速な時代の変化に伴い、福祉分野における行政の役割はますます複雑化・高度化しています。また、近年、頻発する大規模な自然災害や新型コロナウイルス感染症により、人と人とのつながり方や支援の方法などについて新たな対応の検討が必要となっています。

そのような中、希薄化している地域のつながりや絆を回復させ、安全・安心で生きがいを持って健康的に住み続けられる環境の整備が求められています。また、地域が元気に"輝く"、市民主役のまちをつくるには、「地域力」を高めることが必要です。

市民総幸福の最大化をめざしたまちづくりを進めるため、市民一人ひとりの地域に対する思いや福祉に対する意識を高めるとともに、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民が主体的に「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで「地域力」を高め合い、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく真の地域共生社会の実現を目指します。

1 基本理念

ささえ愛 たすけ愛 ふれ愛のまち 京 丹 後

2 推進のための基本目標

基本目標1. 支え合う人づくり

基本目標2. 安心・安全の仕組みづくり

基本目標3. ふれあいの場づくり

基本目標4. 生涯現役を支える環境づくり

3 計画推進のための視点

(1) 誰ひとり置き去りにしない「真の地域共生社会」の実現

「誰ひとり置き去りにしない」ということを根底に置きながら、寄り添い支援総合サポートセンターにおけるワンストップ相談や適切な福祉サービスの提供に引き続き努めていくほか、「京丹後市障害の特性に応じたコミュニケーション促進条例」「京丹後市手話言語条例」などを踏まえた心のバリアフリーの促進、世代や分野の垣根を超えて地域全体で支え合うネットワークづくりを展開していきます。



(2) 百才活力社会*23の推進

世界の中での長寿国である日本において、特に国内でも長寿のまちとして知られている京丹後市では、健康寿命の延伸に向けた取り組みにあわせて、100歳になっても様々な分野で才能を磨き続け、生涯現役で元気に活躍することができる「百才活力社会づくり」を提唱し、高齢者が持つ知識や能力を活かせる場づくりや多様な雇用機会の創出、趣味やスポーツなどを気軽に楽しめる環境づくりを推進していきます。

(3)「SDGs^{*24}」の推進

本市は、令和3年5月に国の「SDGs未来都市」に選定され、また、第2次京丹後市総合計画においてもその活用が掲げられている中、本計画においても地域福祉計画を推進する視点として17ある目標中関連の大きい10の目標について取り組みを進めます。

1 ### なくそう 小さかか	目標1《貧困》 あらゆる場所あらゆる形態の貧 困を終わらせる	2 filik	目標2《飢餓》 飢餓を終わらせ、食料安全保障 及び栄養の改善を実現し、持続 可能な農業を促進する
3 #ペてのみに	目標3《保健》 あらゆる年齢のすべての人々の 健康的な生活を確保し、福祉を 促進する	4 第の高い教育を みんなに	目標4《教育》 すべての人に包摂的かつ公正な 質の高い教育を確保し、生涯学 習の機会を促進する
5 ジェンダー平等を 実現しよう	目標 5 《ジェンダー》 ジェンダー平等を達成し、すべ ての女性及び女児のエンパワー メントを行う	8 備きがいも 経済成長も	目標8《経済成長と雇用》 包摂的かつ持続可能な経済成長 及びすべての人々の完全かつ生 産的な雇用と働きがいのある人 間らしい雇用(ディーセント・ ワーク)を促進する
10 APBORTE	目標 1 0 《不平等》 国内及び各国家間の不平等を是 正する	11 住み続けられる まちづくりを	目標 1 1 《持続可能な都市》 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市および人間住居を実現する
16 FREDER	目標16《平和》 持続可能な開発のための平和で 包摂的な社会を促進し、すべて の人々に司法へのアクセスを提 供し、あらゆるレベルにおいて 効果的で説明責任のある包摂的 な制度を構築する	17 //-h/->ップで 日標を選点しよう	目標 1 7 《実施手段》 持続可能な開発のための実施手 段を強化し、グローバル・パー トナーシップを活性化する

4 第4次京丹後市地域福祉計画 • 地域福祉活動計画体系図

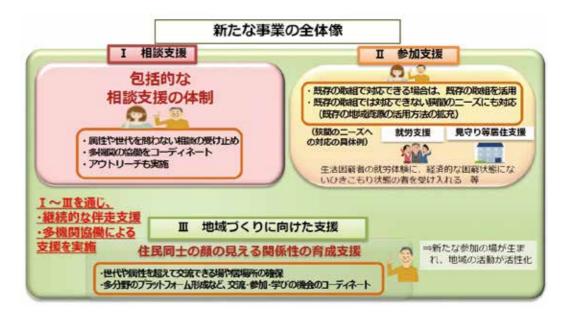
基本理念	基本目標	取り組みの方向	具体的な取り組み								
	支え合う人づくり	支え	支え	(1)多様な価値観を認め合う活動の推進	①人権尊重の意識の醸成 ②福祉教育の推進 ③次の世代を支える人づくりの促進						
		(2)地域福祉活動推進の 担い手の育成と支援	①民生委員・児童委員活動の支援と充実 ②福祉委員の育成と活動の充実								
		(3)市民活動の 育成と支援	①ボランティアの育成と支援 ②NPO 団体や新たな市民活動者の育成と支援 ③地域活動への参加の促進								
ささえ愛に	安心・安全の仕組みづくり ぶれあいの場づくり 生涯現役を支える環境づくり	(1)包括的な 支援体制の強化	①情報提供体制の充実 ②福祉サービスの適切な利用の支援 ③多機関協働による相談支援体制の強化 ④生活困窮者等の自立支援体制の強化 ⑤子どもの貧困対策の推進 ⑥権利擁護支援の推進・充実 ⑦福祉従事者の資質向上と人材確保のための連携								
たすけ愛られ愛の		組みづくり	(2)支え合いの体制づく りと機能の充実	①地域福祉推進組織の育成・支援 ②地域における見守り活動の充実 ③防犯・交通安全の取り組みの強化 ④ボランティアセンター機能の充実 ⑤地域防災力の強化							
のまち京		れあい	れあい	(1)活動拠点の 確保・創出	①ふれあいの場所づくりの推進 ②未利用施設などの活用						
京丹後		(2)市民主体の交流の場づくりの支援	①居場所づくりの支援 ②世代間交流の場づくりの促進								
		生涯現役を支える環境づくり	生涯現役を	生涯現役を	生涯現役を	生涯現役を	生涯現役を	生涯現役を	生涯現役を	(1)健康づくりの推進	①生涯を通じた健康づくりと介護予防の促進 ②次世代の健康づくりと食育の推進
			(2)社会参加しやすい 環境づくりの推進	①社会参加のための手段の確保 ②バリアフリーとユニバーサルデザインのまちづ くりの推進 ③就労と生きがいづくりの創出							

5 重層的支援体制整備事業の導入に向けた検討

地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、分野ごとの制度となっている現行の仕組みでは、複合課題やはざまのニーズに対して、必要な支援が困難な場合もあります。

重層的支援体制整備事業は、既存の支援制度等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対して包括的な支援体制を構築するため、 I 相談支援、 II 参加支援、 II 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業として創設されました。

本市においても、年々多様化する支援ニーズに対して、適切な支援を行うことができるよう、地域福祉の充実のための一つの手段として制度の導入に向けた検討を行うこととします。また、現在本市が立ち上げを目指している地域コミュニティ組織と連携する地域福祉の総合コーディネートの役割を担う機関の創設など、より市民に身近な地域づくりに向けた支援の検討を行います。



各支援機関・拠点が、属性を超えた支援 を円滑に行うことを可能とするため、国の 財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生 活困窮の各制度の関連事業について、一体 的な執行を行う。 重層的支援体制 現行の仕組み 高齢分野の 相談・地域づくり 属性・世代を 障害分野の 問わない 相談・地域づくり 相談・地域づ 子ども分野の くりの実施体 相談・地域づくり 生活困窮分野の

相談支援・地域づくり事業の一体的実施 ...





相談・地域づくり

第5章 目標達成のための取り組みの方向

基本目標1 支え合う人づくり

誰もが地域で幸せを感じながら暮らしていくためには、個人の自立とともに連帯感 を育み、地域住民一人ひとりが支え合い、助け合いの意識を高めることが大切です。

また、高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう、地 域社会全体で支え合う人づくりを進めることが必要です。

地域をもっと住みよいものにするために、民生委員・児童委員や福祉委員の地域活 動、また、ボランティア活動などの市民活動*25を行う市民や団体を育成・支援します。

そして、地域福祉を担うリーダーの養成を行うとともに、地域の中の福祉活動を広 げていくため、大人だけでなく子どものころから地域の福祉活動に参加するきっかけ を設けるなど、地域福祉を学び、理解を広めるための取り組みを進めていきます。

誰もが地域の担い手として「支え手」「受け手」に区別することなく、主体的に「我 が事」として参画できるよう、社会福祉協議会を中心に多様な機関・団体が連携しな がら、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながり、地域をともに創っ ていく地域共生社会の実現を目指します。

取り組みの方向

(1)多様な価値観を認め合う活動の推進

(2)地域福祉活動推進の担い手の育成と支援

(3)市民活動の育成と支援

▶ めざす目標値

指標名	単位	現状値 (令和 2 年度実績)	事業目標 (令和 8 年度)
人権学習会等の開催回数	回	13	17
人権学習会への参加者数	人	756	2,000
地域を担う福祉ボランティアの人数	人	2,437	3,500

(1) 多様な価値観を認め合う活動の推進

社会福祉の基礎は、年齢・性別・国籍・障害のあるなしなどにかかわらず、すべての 人が多様な価値観を認め合い、また、基本的人権の尊重と他人を思いやり、お互いが 助け合う精神にあります。こうした多様性を認め合う意識を高め養うため、子どもを 含めたすべての市民に対する福祉教育は大切なことです。

学校や地域において、様々な機会を通じて学習することにより、支援の大切さを知 るとともに、誰もが可能な限りの自立を望んでいることを理解する必要があります。 また、福祉教育や福祉の体験学習などの取り組みは、人として大きく成長するきっか けとなるとともに、自主的な社会貢献活動への参加を促すことにもつながります。

具体的な取り組み









人権尊重の意識の醸成

- 福祉教育の推進
- ・次の世代を支える人づくりの促進

事業をすすめる上でそれぞれが取り組むこと

、すべての人の
、 9/(C0)/(0)
ます。
参加します。
ハて人権学習や
すべての人の地
広報誌やホー
こついての周知
対し、出前講座
る広報。
ための学習・懇
福祉の大切さに
間を活用した福





関連する主な事業

○人権教育事業 ○人権啓発推進事業 ○心のバリアフリー促進事業

○福祉に関する広報活動 ○地域福祉学習会 ○福祉出前講座

活動事例

人権講演会や PR 活動

一人ひとりの人権が尊重され、差別のない社会の実現 に向け、人権啓発映画会、人権啓発講演会、人権啓発総 合イベントを実施するなど、人権問題に対する市民の理 解や意識の向上を図る取り組みを進めています。

写真上:人権講演会

写真下:人権啓発総合イベント 「ハートフルフェスタみんなのつどい」





活動事例

出前講座

市民の皆さんに今後のまちづくりに一層の関心を もっていただき、学習活動に役立てていただくため、 みなさんの学習会や集会に市職員や社会福祉協議会 職員が講師として出向き、人権や福祉のほか様々な市 の事業や施策について説明をしています。



社会福祉協議会による出前講座 中学校での高齢者疑似体験

(2) 地域福祉活動推進の担い手の育成と支援

民生委員・児童委員や福祉委員は、地域福祉の重要な担い手であり、悩みや困りご とを抱える人を地域から孤立させないためには不可欠な存在です。地域の最も身近な 相談相手として活動するためには、民生委員・児童委員や福祉委員の資質向上ととも に、必要な知識を習得するための支援が必要です。

また、身近な生活課題を解決するためには、市民が自らの役割を認識し、知恵を出 しあって様々な団体と連携することが重要です。地域住民が主体的に「我が事」とし て参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることが必要で वं ू









具体的な取り組み

- 民生委員・児童委員活動の支援と充実
- ・福祉委員の育成と活動の充実

事業をすすめる上でそれぞれが取り組むこと

市民	〇民生委員・児童委員及び福祉委員の活動への理解を高めます。
社協	 ○区役員をはじめ地域住民に対し、福祉委員の役割についてわかりやすく伝え、誰もが福祉活動推進の担い手になる意識づくりの推進。 ○福祉活動推進の負担を分散するため、多様な担い手の育成。 ○福祉委員を委嘱し、地域福祉推進の担い手として活動するために必要な情報や活動事例の提供と研修の実施。 ○地域福祉を推進するため、民生委員・児童委員と福祉委員との連携
	を支援。
	○民生委員・児童委員と地域団体との連携の支援。 ○日本委員・児童委員と地域団体との連携の支援。
	○民生委員・児童委員の資質向上の研修の支援。
市	〇地域福祉を推進するため、民生委員・児童委員と福祉委員との連携
115	を支援。
	○相談活動など、地域福祉に関する必要な情報や学習機会の提供など
	の支援。

関連する主な事業

〇民生委員・児童委員活動 〇福祉委員活動 〇社会福祉協議会活動助成事業





活動事例

民生委員・児童委員の活動

児童・高齢者、障害のある人に対する虐待の発生を防止するため、民生委員・児童委員による日常的な見守りをはじめ、主任児童委員による赤ちゃん訪問、家庭子ども相談室や学校などの関係機関と連携を図りながら訪問・相談活動を行い、支援を必要とする家庭の早期発見・早期対応に努めています。



民生委員による 高齢者宅の訪問

活動事例

福祉委員研修

小地域福祉活動の担い手として活動するため、「みつける」「しらせる」「つなげる」「ひろげる」という福祉委員の役割を確認し、地域の生活・福祉問題を共有し、互いの活動から学びあっています。



福祉委員研修会

(3) 市民活動の育成と支援

一人でも多くの市民が地域や福祉に理解や関心をもち、ボランティア活動に参加することは、「地域力」を高める重要な第一歩となります。

地域では様々な NPO*26 や市民活動団体が活動しており、地域福祉を推進する大きな役割を担っています。複雑化・複合化する地域生活課題への対応は、地域で活躍するこれらの団体等との協働が不可欠です。

地域福祉を進めるためには、一人ひとりの自助・自立を基本としながら、多くの人が協力しあい、お互いを理解しあっていくこと、また、地域で生きがいづくりや健康 づくりに取り組む仲間づくりを支援していきます。

具体的な取り組み







- ・ボランティアの育成と支援
- ・NPO 団体や新たな市民活動者の育成と支援
- ・地域活動への参加の促進

事業をすすめる上でそれぞれが取り組むこと

	○自分が持つ力を地域づくりや助け合いに活かすとともに、ボランテ
	ィア活動などに積極的に参加します。
市民	○ボランティア養成講座等へ積極的に参加します。
אַ אוי	〇地域の中で、お互いに助け合う意識を高めます。
	〇地域のサロン活動などの取り組みを理解し積極的に参加します。
	○地域の見守り活動への積極的な参加、協力を進めます。
	〇市民が他人事になりがちな福祉の課題や活動を我が事として捉える
	ため、広報誌・ホームページ・SNS を活用し、地域課題や生活課題の
	情報提供によるボランティアや市民活動への参加の動機付けの促進。
	○市民による福祉活動の企画立案や、実施に向けて協力者をつなぐた
	めの機会の創出。
4+ + 7	○市民がボランティアや市民活動に参加するために必要な研修の実
社協	施。
	○団体や所属に関係なく個人の意思によるボランティア活動等への
	参加支援。
	〇ボランティア、NPOや市民活動団体と連携し、情報共有や活動推
	進に必要な支援。
	〇市民活動団体の自主・自立を促す支援。
	○誰もが生きがいを持って地域活動に参加できるようボランティア
市	の育成を支援。





- ○社会福祉協議会などと協力し、地域の困りごとから生まれる支援を 探り、様々なボランティア活動を支援。
- ○福祉分野に限らない、様々な生活課題に関する活動も視野に入れながら、NPO や福祉活動などの関連団体との連携。
- ○地域活動に関する情報提供の充実と参加支援。
- 〇市民活動の自主性・自立性を損なわない支援。

関連する主な事業

- ○社会福祉協議会活動助成事業 ○福祉に関する広報活動
- ○ボランティアセンター事業 ○生活支援体制整備事業
- 〇共同募金配分事業

活動事例

学生ボランティア活動

学生にとってボランティア活動は、普段の生活で関わることのない人や場所で、これまで知らなかった生活課題や福祉課題に触れることができ、新たな価値観や社会に対する認識を獲得する機会にもなります。若者の人材育成という視点からも大切な取り組みです。



中学生による施設でのボランティア活動

活動事例

ボランティア養成講座

ボランティア活動を始めるきっかけや福祉に関心を 持っていただくために、ボランティア養成講座を実施し ています。



傾聴ボランティア養成講座

活動事例

地域別担い手養成講

地域にはそれぞれ特徴があり困りごとやマンパワー も千差万別です。地域内の身近な課題を解決するために 必要な情報や知識、技能についての学びの場を作ってい ます。



地域別担い手養成講座

基本目標2

安心・安全の仕組みづくり

地域における様々な課題を行政や関係する支援機関等が分野にとらわれず包括的・ 重層的に受け止め、連携して課題解決を図ることのできる体制が大切です。地域ごと に設置する福祉の総合相談窓口を中心とした相談体制に加え、高齢者に対しては保健、 医療、介護、地域住民等の連携による地域包括ケア体制の構築、障害のある人に対し ては、ライフステージの全段階を通じて自分らしい生活を送ることができるよう関係 行政機関の相互の緊密な連携を図るなど、多様な機関が密接に連携した支援体制を構 築し課題解決のための適切な支援が求められています。

また、いつ発生するかわからない自然災害や犯罪に対して、地域で安心・安全に暮らし続けるためには、自治会(区)を中心に、市民と行政、関係機関などが一体となり、協働して取り組んでいく必要があります。

一方、地域において、子どもから高齢者まで見守ることのできる仕組みづくりを、 地域全体で作り上げていくよう引き続き支援していくとともに、認知症高齢者などの 権利擁護のため、福祉サービス利用援助事業**27 や成年後見制度の普及啓発及び利用促 進を進めていく必要があります。

取り組みの方向

(1)包括的な支援体制の強化

(2)支え合いの体制づくりと機能の充実

▶ めざす目標値

指標名	単位	現状値 (令和 2 年度実績)	事業目標 (令和 8 年度)
災害時要支援者の登録率※	%	94.0	98.0
認知症高齢者等事前登録者数	人	74	90
高齢者等見守りネットワーク加盟事業所数	団体	219	240

※災害時要支援者の登録率=支援を申し出た者/支援が必要と考えられる者





(1)包括的な支援体制の強化

複雑化・複合化した課題の早期発見、適切な支援につなぐためには、地域や関係機関の連携が重要です。地域ごとに福祉の総合相談窓口を設置しそこが中心となり、市民、地域、関係機関、行政等がそれぞれの役割の中で支援する分野横断的な支援体制の仕組みづくりが必要です。

高齢者と家族への相談や支援、権利擁護支援、ケアマネジャーへの支援等については、地域包括支援センターを中心に保健・医療・福祉が連携した包括的・継続的な地域ケア体制**28を強化します。

また、障害特性に対する理解の促進を図るとともに、障害のある人や発達に課題のある人など支援が必要な人に必要な支援がつながるよう、就労や障害福祉サービス等生活支援の充実を図ります。

自立した生活を送るためには、さまざまな福祉サービスの利用につなげていくこと が必要であり、制度の周知が重要です。

加えて、充実した福祉サービスの提供のためには、福祉にかかわる人材の確保と資質向上が求められます。

具体的な取り組み

- ・情報提供体制の充実
- ・福祉サービスの適切な利用の支援
- ・ 多機関協働による相談支援体制の強化
- 生活困窮者等の自立支援体制の強化
- ・子どもの貧困対策の推進
- 権利擁護支援の推進・充実
- ・福祉従事者の資質向上と人材確保のための連携













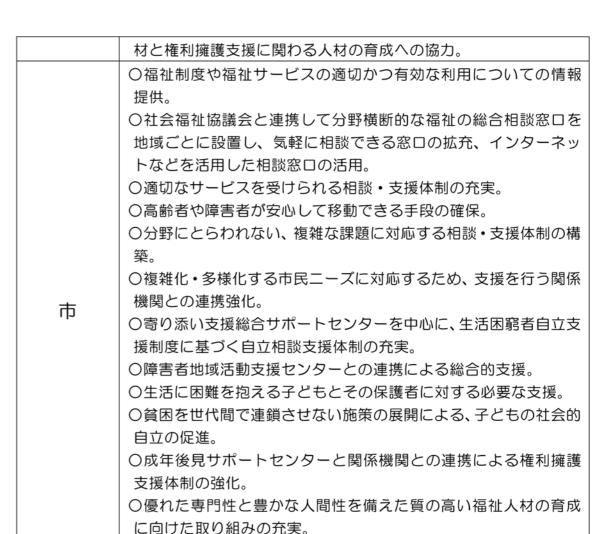




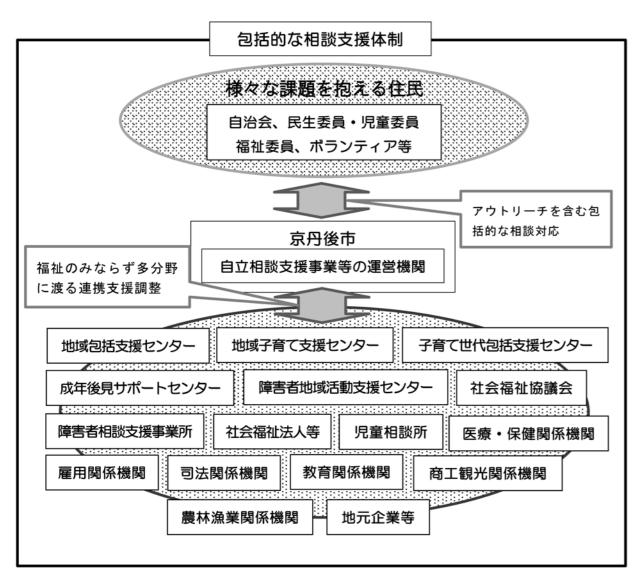
事業をすすめる上でそれぞれが取り組むこと

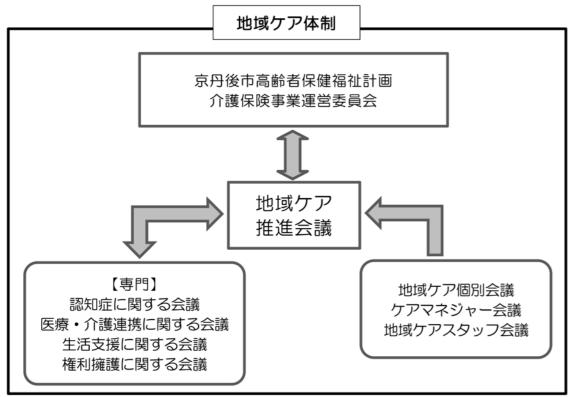
市民	〇家族や知人などからの相談ごとや地域内での課題等について、民 生委員・児童委員や福祉委員、また行政や社会福祉協議会、相談支
1520	接機関へつなぎます。
	│○福祉委員・ボランティア・見守りネットワークなどに寄せられた │
	相談を引継ぎ、ニーズに即した支援の実施。
	〇市と連携して分野横断的な福祉の総合相談窓口を地域ごとに設
社協	置し、気軽に相談できる窓口の拡充、インターネットなどを活用
	した相談窓口の活用。
	○判断能力に不安がある方の、適切な福祉サービスの利用を支援。
	〇福祉人材の確保と定着、多様化する福祉課題に対応できる福祉人





○社会福祉事業に従事する人たちの人権意識の更なる向上。





関連する主な事業

- ○くらしとしごと寄り添い支援事業 ○生活保護支給事業·運営管理事業
- ○自立支援医療事業 ○介護保険事業 ○子育て世代包括支援センター事業
- ○障害福祉サービス事業 ○障害者相談支援事業 ○障害者就労支援事業
- ○地域生活支援事業 ○福祉サービス利用支援事業

活動事例

寄り添い支援総合サポートセンター

「市民相談室」「消費生活相談」「多重債務相談」「くら しとしごとの相談」のための窓口を一力所に集めた「ワン ストップ・サービス」により、相談者の利便性を図り、寄 り添い伴走型で支援を行っています。



寄り添い支援総合サポートセンター

活動事例

地域包括支援センター

「総合的な介護予防システムを確立するため、京丹後市地域包括支援センターに専門職員を配置し、①総合相談・支援 ②虐待の早期発見と防止などの権利擁護 ③包括的・継続的マネジメント ④介護予防マネジメントの4つの機能を担っています。さらに、在宅医療・介護連携、生活支援体制整備、認知症総合支援、地域ケア会議など4つの事業を充実させています。今後も関係機関と連携し、介護・福祉サービス利用者のニーズに対応した総合的なサービス調整を行っています。

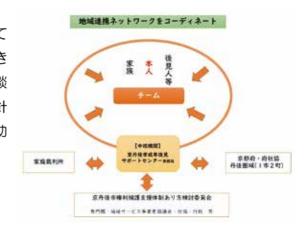


地域包括支援センター

活動事例

成年後見サポートセンター

認知症や障害により判断能力が低下して も住みなれた地域で自分らしい生活ができ るよう、成年後見制度に関する総合的な相談 を受け付けるとともに、権利擁護支援の方針 について、法律や福祉の専門職などからの助 言を受けて、検討対応します。





(2) 支え合いの体制づくりと機能の充実

市民同士がお互いに顔の見える関係を築くことで、子どもや高齢者を見守る体制の強化につながるとともに、防犯対策にもなります。また、地震や風水害、火事などの災害時に、安否確認や避難支援などの相互の助け合い活動においても非常に重要です。さらに市民と関係機関が協働で、支援が必要な人を支える仕組みを構築することで、早期に適切な支援先に繋ぐことも可能になります。

市民と関係機関の連携・協働により、地域での見守りや相談体制の充実を図り、孤立・孤独や虐待防止、自殺予防に地域ぐるみで取り組むことが必要です。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響により、これまでとは異なる形でのつながりが必要となっています。日常的な人と人との繋がり、災害時の助け合いなどについても感染症対策を意識して行う必要があります。

具体的な取り組み

- ・ 地域福祉推進組織の育成・支援
- ・地域における見守り活動の充実
- ・防犯・交通安全の取り組みの強化
- ・ボランティアセンター機能の充実
- 地域防災力の強化





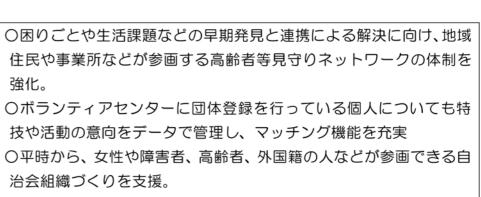




事業をすすめる上でそれぞれが取り組むこと

	○自治組織は、地域福祉活動を包含した持続可能な地域の組織づくり
	を行います。
	○自治組織の構成員として、性別・年代に関係なく地域住民が参画し
	やすい仕組みづくりをします。
	○ボランティア活動や地域福祉活動により発見した困りごとや心配
市民	ごとを必要な専門機関につなぐため、高齢者等見守りネットワーク
	へ参加します。
	○自主防災組織など自治組織と地域の互助活動が連携して行える体
	制づくりを行います。
	○感染症などの拡大防止に取り組むほか誹謗中傷や差別をなくしま
	す。
	〇継続的に福祉委員活動を進められるよう、地域福祉推進組織が未設
社協	置の自治組織に対し、自治組織内での位置づけの明確化や組織化に
	向けた支援。
	○自治組織が地域の生活課題の解決にむけ、組織的に互助活動が行え
	るよう、地域における情報の共有化の仕組みづくりを支援。

66



〇災害ボランティアセンターによる迅速な復興支援活動のため、平時より行政及び関係機関との協力体制を整え、災害ボランティア事前登録者の研修と感染症拡大防止に配慮した運用訓練を実施。

〇ボランティアセンターや地域福祉委員会を通じて感染症予防に関する正しい情報の発信。

- 〇新たな地域コミュニティづくりに対する支援と情報提供。

- 〇関係機関との連携による地域住民の見守り活動の育成・支援。
- ○支援を必要とする家庭の早期発見・早期対応のため、関係機関による訪問・相談活動の強化。
- ○自殺やひきこもり等につながる不安・孤独の解消に向けた地域での 見守り体制の支援、相談窓口へつながる支援。

市

- ○悪質商法や刑法犯などに対する防犯意識の高揚と、関係機関・団体 との連携による犯罪の未然防止のための防犯活動の推進。
- ○交通安全意識を高めるための交通安全教育の推進。
- 〇地域防災の意識啓発、自主防災組織の設立と充実・活性化の支援による地域防災力の強化・向上。
- ○要配慮者に対する災害時要配慮者支援事業の普及・啓発と体制の充 実。
- ○避難行動要支援者登録制度による個別避難計画の充実。

関連する主な事業

- ○地域づくり支援事業 ○コミュニティ支援事業 ○災害時要配慮者支援事業
- 〇自殺予防対策事業 〇消費生活推進事業
- ○高齢者等見守りネットワーク事業 ○ボランティアセンター事業
- ○災害ボランティア事前登録 ○災害ボランティアセンター運用訓練

活動事例

地域懇談会

地域での生活について住民同士が話し合い、地域の福祉 課題について解決に向けて話し合う懇談会を、社会福祉協 議会が中心となって開催しています。地区の役員をはじめ、 民生委員・児童委員、福祉委員など、幅広い立場の方々に 参加していただいています。



福祉のまちづくり懇談会

活動事例

交通安全運動

交通事故防止の機運の高揚を図り関係機関と協力して 交通事故防止に取り組み、交通事故のない安全で安心な まちづくりを目指しています。そのため、PR活動や、小 学校や老人クラブなどを対象に交通安全教室を行うな ど、様々な交通安全対策を行っています。



交通安全運動スタート式

活動事例

防犯の取り組み

地域に住むすべての人が、安心して生活できるまちづくりを進めるため、行政、警察、市民、事業者、各種団体などが連携し、それぞれの役割に応じて、できることから始める防犯活動を展開しています。市では、毎月15日を「京丹後市・防犯の日」と定め、年金支給日における振込詐欺等の防止を含む市民の意識の高揚を図ることを目的に、市内で街頭啓発活動を実施しています。



防犯の日の啓発活動

活動事例

高齢者等見守りネットワーク

ご近所同士の「さりげない見守り」、医療・福祉に携わる団体や事業所の「活動を通じて行う見守り」、さらに金融機関や郵便事業者、戸配等を行っている協力事業所による「業務の中で行う見守り」を幾重にも重ね、高齢者や障害のある人等の日常を見守り、異変に気付いたときは連絡を取り合い、安否確認や必要な支援につなぐなどの取り組みを行っています。



基本目標3

ふれあいの場づくり

世代や性別、社会的身分などの垣根を超えて地域の住民同士がつながりを持ち、共に支え合う地域福祉を推進するためには、その拠点づくりが必要となります。また、地域づくりには一人ひとりがふるさとに愛着を持つ心を育て、地域の一員として暮らす喜びを感じることが重要です。さらに、地域での自主的な福祉活動を生み、育てるためには、人や情報が集まる場を設け、そこで地域課題を話し合うことが大切です。

また、趣味や教養講座、スポーツ・レクリエーション、ボランティア活動等気軽に参加できる場所づくりが必要です。地域の様々な人が、様々な場所で関わりを持ちながら、集い、憩い、学べる地域の拠点づくりの推進に引き続き努めます。

関係機関は、地域での福祉活動に対して、既存の地域のつながりや支え合う関係を 十分理解したうえで、地域住民の主体性を中心に置いた支援を行っていきます。

取り組みの方向

(1)活動拠点の確保・創出

(2)市民主体の交流の場づくりの支援

▶ めざす目標値

指標名	単位	現状値 (令和 2 年度実績)	事業目標 (令和 8 年度)
地域いきいきネットワーク事業実施地区	地区	110	170
地域ふれあいサロン実施数	回	897	1,500
地域ふれあいサロン参加人数	人	10,812	21,800



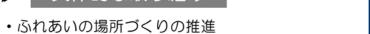


(1)活動拠点の確保・創出

地域福祉活動の活性化や活動の効果的な展開を図るためには、活動するための場所づくりや確保が必要です。地域内の活用できる資源を検討し、地域の人たちが集まりふれあえる場所づくりを進めます。

具体的な取り組み

・未利用施設などの活用





事業をすすめる上でそれぞれが取り組むこと

市民	○公共施設や空き店舗など、地域で活用できる資源の情報提供を行い ます。
社協	○活動拠点となる地域資源の活用に係る検討の支援。○安心安全な拠点づくりのため、感染症などの環境整備の支援。
市	○市民の手による交流の拠点づくりの支援。○店舗の一角などに交流の場を設けるなど、生活の中で容易にコミュニケーションがとれる場所づくりの支援。○現在使用されていない校舎・空家・空店舗などの活用に向けた所有者・関係機関との調整及び利用促進。

関連する主な事業

- ○空き家等対策事業
- ○地域振興対策事業
- ○寺院や神社への開催場所の協力依頼

(2) 市民主体の交流の場づくりの支援

すべての人が地域の中で孤立することなく人のつながりの中で暮らしていけるよう、 市民の自主的な交流の場づくりやつながりづくりが大切です。

また、その活動の支援や学習機会を提供する必要があります。



具体的な取り組み



- ・居場所づくりの支援
- ・世代間交流の場づくりの促進

事業をすすめる上でそれぞれが取り組むこと

	○定期的に集う場づくりによる、仲間づくりの機会と居場所の提供を
	進めます。
	〇年齢・性別・国籍・障害のあるなしなどに関わらず、誰もが参加しや
市民	すいよう工夫した交流の場づくりを進めます。
	○交流の場に参加しにくい人や、人と上手くつながれていない人への
	参加を支援します。
	○感染症対策により安心して参加できる環境づくりに努めます。
	〇居場所づくりや交流の場づくりに関する担い手の育成。
	○活動費助成やレクリエーション道具の貸し出し、出前講座などによ
社協	る活動の支援。
	○新規立ち上げや運営に関する相談支援の強化。
	〇他地域や団体での活動事例の共有を推進。
	○身近な地域で誰もが気軽に集うことのできる多様な居場所づくり
市	による市民同士のつながりを促進。
ıh	〇行事などを通じて子どもから高齢者までが交流し、市民同士が理解
	し合い、支え合い、つながりを育む活動の支援。
	しして、人だして、フのペラと自己心動の人派。

関連する主な事業

- ○赤い羽根共同募金配分事業
- ○サロン活動の実施 ○地域福祉活動支援事業 ○婚活支援センター事業





活動事例

小地域ネットワーク事業

地域で見守り、支え合えるしくみづくりのため、自治区、連合区、地域福祉推進組織等が実施する、地域のつながりを活かしたネットワークづくりを支援しています。



小地域いきいき ネットワーク事業

活動事例

サロン活動

人と人を結び、仲間の輪を広げ、支えあえる関係づくりの活動として、福祉委員やボランティア等が企画・運営する高齢者サロンや子育てサロンがあります。レクリエーションや勉強会、茶話会などの楽しいプログラムは、心と体の健康保持にもつながっています。



子育てサロンの様子

家庭、学校や職場以外の場所で居心地の良い居場所を 持つことは、人とのつながりを広げ、自分らしさを保つ ために誰にとっても必要であり、区民を対象としたコミュニティカフェのスタイルによるサロン活動もあります。



コミュニティカフェ スタイルのサロン

活動事例

婚活ファシリテーターによる支援

出会いのきっかけづくりを行うボランティアとして、結婚を希望する独身者やその家族に対し、婚活に関する相談支援に関する情報提供を行っています。



基本目標4

生涯現役を支える環境づくり

年齢・性別・国籍・障害のあるなしなどにかかわらず、誰もが生涯現役で、そして健康 で活き活きとした生活をしたいと望んでいます。

地域で社会とのかかわりを持ちながら、生きがいをもって暮らすためには、地域の 日常生活に密着した就業機会の提供や交流の場づくりが必要です。

いつまでも心身ともに元気で、生涯現役で活躍することのできる百才活力社会の実現を図り、誰もが多様な技能や能力を地域で活かせる場づくりや、生きがいづくりを 進めます。

また、生涯を通じて新しいことへの挑戦や、楽しめる趣味活動、やりがいが感じられる地域活動などへ参加し、生きがいを持って暮らすためには、移動手段や交通手段の確保のほか施設のバリアフリー化なども必要であり、そうした様々な環境づくりを推進します。

取り組みの方向

(1)健康づくりの推進

(2)社会参加しやすい環境づくりの推進

▶ めざす目標値

指標名	単位	現状値 (令和 2 年度実績)	事業目標 (令和 8 年度)
介護予防体操取り組み地区数	地区	21	60
公共交通空白地の解消	人	3,200	100
シルバー人材センター会員数	人	716	900





(1)健康づくりの推進

心身ともに健やかに生活するためには、生活習慣が確立される以前の早い時期から 健康づくりや食育に取り組み、健康で規則正しい生活習慣を身につけることが大切で す。

また、それぞれの世代にあったアプローチで健康づくりやフレイル予防*29により健康寿命*30を延ばすほか、京都府立医科大学と市立弥栄病院の連携により、市内の長寿者の健康・長寿要因を解明するととともに、その研究成果を地域社会に還元し、生涯現役の百歳健康長寿のまちを実現します。

具体的な取り組み





- ・ 生涯を通じた健康づくりと介護予防の促進
- ・ 次世代の健康づくりと食育の推進

事業をすすめる上でそれぞれが取り組むこと

	○個人活動としての健康体操やウォーキングなどの運動することを 習慣化します。
	自順にしなす。 ○個人活動を継続させるため、ラジオ体操や介護予防体操教室などに
市民	積極的に参加します。
	〇健康づくり推進員や食生活改善推進員、レクリエーション指導のボ
	ランティアとして活動します。
	〇心身の健康維持向上とその活動支援のための相談窓口の充実強化。
	〇ケーブルテレビやコミュニティ放送等を活用した健康づくり等の
	啓発活動の強化。
社協	○地域福祉推進組織やボランティア団体等への介護予防活動の提案
	と活動の支援。
	〇子ども食堂やモーニングサロンなど、食を通じた交流の場づくりに
	取り組む団体の活動支援。
	〇青・壮年期の運動習慣定着、フレイル予防・健康寿命の延伸のため、
	健康づくり推進員との協力・取り組みの推進。
市	○生活習慣の向上と改善を通じた健康増進と疾病予防を重視した健
ı ı	康づくりの推進。
	〇正しい生活習慣を早期に身につけ、親となって次代の子どもを育て
	る循環をつくる地域ぐるみの取り組みの推進。

- ○高齢者フレイル予防事業 ○健康づくり推進員活動事業
- ○食育推進事業

関連する主な事業



○「☆からだ・寿命・元気☆丹後のびのび体操」「サザエさん体操」などの普及定着 のための講座

活動事例

健康づくり推進員の活動

市民の「自らの健康は自ら守る」という意識を高め、 健康増進及び健康寿命の延長を図るため、健康づくり推 進員を設置しています。

市民の健康意識を高めるとともに、検診の受診勧奨や 地域での健康教室の開催など、地域での健康づくり活動 を積極的に行っています。



各地域での健康教室を開催

活動事例

介護予防体操教室

健康寿命の延伸のため、高齢者のフレイル(虚弱)予防として、介護予防体操の普及を行っています。地区の公民館等で週 1 回 3 か月間体操教室を開き、教室終了後も自主的に継続して体操教室に取り組む地区の支援を行っています。



体操教室での「のびのび体操」

(2) 社会参加しやすい環境づくりの推進

就労支援に関する事業所やシルバー人材センター等の関係機関と連携し、個々の能 力や才能を活かした就業機会の確保を図るほか、誰もがいつでも公民館事業をはじめ とする地域活動や社会活動への参画を促進することにより、百才活力社会の実現を図 ります。

そのためには、すべての人が使いやすい設備の整備や仕組みの充実、外出支援サー ビスの推進が必要であるとともに、地域全体としてノーマライゼーションの考え方が 浸透した社会環境づくりが必要です。

年齢·性別·国籍·障害のあるなしなどに関わらず、誰もが様々な分野で才能を発揮し、 生涯現役で元気に活躍できる社会の実現を目指します。

具体的な取り組み







- 社会参加のための手段の確保
- バリアフリーとユニバーサルデザインのまちづくりの推進
- 就労と生きがいづくりの創出

事業をすすめる上でそれぞれが取り組むこと

	○個々が培ってきた技術や能力を活かし、シルバー人材センター会員
	やボランティアとして活動します。
	○趣味などを通じた社会活動への参加により仲間づくりや生きがい
+	づくりに努めます。
市民	〇年齢・性別・国籍・障害のあるなしなどに関わらず、個々の能力や才
	能を磨く挑戦をします。
	○自分が感じている暮らしにくさの発信と当事者間の情報を共有し
	ます。
	○ボランティア活動を通したアクティブシニアの育成と活動支援。
社協	○個々の能力や才能を活かすための研修や講座、イベント等を通した
	社会参加のきっかけづくりの強化。
	○交通空白地の解消を目指す、より便利な交通体系の構築。
	○誰もが安心して利用できる公共施設などのバリアフリー化を促進。
	○ユニバーサルデザインに基づく公共施設等の整備・改善の推進。
市	○経験や技能などが熟達した高齢者が社会貢献や地域社会を支える
	担い手として活躍できる場や機会の充実。
	○高齢者が持つ知識や能力を活かした就労の促進。
	〇シルバー人材センターへの支援及び連携・協力の推進。

○老人クラブ連合会の活性化の支援を通じた老人クラブの育成、高齢 者の生きがいや健康づくりの支援。

関連する主な事業

- ○市営バス運行事業 ○地方バス路線運行維持対策事業
- ○老人クラブ活性化支援事業 ○シルバー人材センター運営助成事業
- ○心のバリアフリー促進事業 ○福祉タクシー利用料助成
- ○60歳からの上手な暮らし方講座 ○生きがいづくりの機会の提供
- ○誰もが使いやすい公共交通の整備充実に向けた働きかけ
- ○福祉有償運送事業

活動事例

より便利な交通体系の構築

ささえ合い交通、上限 200 円バス、高齢者 200 円レー ルの取り組みのほか、高齢者の外出支援としてタクシー代 割引チケットの発行や、予約型乗合タクシーの実証実験を 行うなどして、交通空白地の解消とともに移動サービスの 提供、充実を目指しています。



高齢者の外出を支援

活動事例

福祉有償運送事業

公共交通機関の利用が困難な高齢者、障害者等を対象に し、登録された利用者の居宅と医療機関、公共機関、福祉 サービスを提供する場所との間を移送用車両で送迎をする ことで、在宅福祉の向上を図ることを目的として実施して います。



福祉有償運送事業

活動事例

高齢者の社会参加と就業機会の提供

京丹後市シルバー人材センターでは、事業所、各種団体、 行政などと連携し、健康で働く意欲のある高齢者に、その 知識、経験、技能を活かした「就業の場」を斡旋していま

高齢者の「居場所」と「出番」をつくることにより、生 きがいづくりや社会参加の促進を図り、地域福祉を推進し シルバー人材センター会員に ています。



よる作業の様子





第6章 計画の推進に向けて

1 推進体制

(1) 庁内推進体制の整備

本計画の推進にあたっては、福祉・健康・教育・文化・就労・防災・住民自治・建設・情報をはじめ多方面にわたる総合的な取り組みが必要であり、各課との緊密な連携の上で施策の推進を図るとともに、庁内の体制を整備します。

また、関係各課及び職員すべてがそれぞれの事業や業務において地域福祉の視点に立った取り組みを進めることができるよう、日ごろの情報交換を重視するとともに研修や社会福祉協議会との交流を行い、各地域の実情や地域福祉活動への関心と理解を深め、さらなる取り組みへとつなげていけるよう努めます

(2) 社会福祉協議会を中心とする民間の推進体制の充実

民間の推進体制については、社会福祉協議会をはじめとした、民生児童委員協議会、 各障害者団体等の各分野の協議体制と連携し、テーマによっては適宜分野横断型の研究会等を運営して専門的・集中的な協議を行います。

地域福祉活動は、地域ごとの実情に即した地域ごとの推進が基本であり、支部・地域ごとの推進体制を構築していきます。

2 進行管理と評価

(1) 進捗管理と評価体制

計画の推進にあたっては、庁内関係部局及び社会福祉協議会で計画の進捗状況を確認・共有するとともに、協議が必要な事項や新たな課題などについて検討する一方、計画の実現に向けて、地域住民、ボランティア、事業所などの関係団体や機関とも連携を図り、計画の進捗状況について定期的な進行管理や評価を実施する必要があります。

そのため、本計画を推進するための体制として、社会福祉協議会と協力して進捗管理をしていきます。

(2)評価方法

進捗評価にあたっては、各事業・活動の実施状況や実績等の量的な測定にとどまらず、計画推進上の成果や課題を把握し、各現場における日々の事業・活動の改善に役立てることとします。

さらに、本計画の目標年度である令和8年度に計画の達成度、さらには市民の幸福度を把握し、次期計画につなげていきます。

本計画の推進では、協議と実践、 公共と民間、分野と分野の間が途切れないようにするとともに、計画 (Plan)を実行(Do)し、点検・評価(Check)して見直し(Action)をするという PDCA サイクルを展開し、継続的改善を図っていくこととします。



用語解説

- 1 <u>8050 問題</u> 80 は 80 歳代の親、50 は 50 歳代の子のことを指し、子のひきこもりが長期化することに伴い、 親も高齢化し働けなくなり、生活に困窮したり社会から孤立したりしてしまう問題のこと。
- 2 ダブルケア 子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態のこと。
- 3 <u>ヤングケアラー</u> 本来、大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的 に行っている子どものこと。
- 4 <u>地域包括ケアシステム</u> 団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年(令和 7 年)を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのこと。
- 5 <u>権利擁護</u> 自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、 障害のある人の代わりに、代理人が権利を表明すること。
- 6 <u>成年後見制度</u> 認知症や知的障害、精神障害などのために判断能力に不安のある人が、 地域で安心して生活することができるよう支援する制度。家庭裁判所などにより選任され た後見人などが本人の意思を尊重し、介護保険サービスを利用する際の契約や不動産の売 買契約、財産管理などの法律行為の同意や代行などを行う。
- 7 <u>ケアホーム</u> 共同生活介護。生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用しながら、共同生活を営む住居に入居している障害のある方に対して、主に夜間において、共同生活住居で、入浴、排せつ、食事の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談・助言、就労先や関係機関との連絡のほか、必要な日常生活上の世話を行うこと。
- 8 <u>グループホーム</u> 認知症の症状を抱えた高齢者が共同生活を行うための介護福祉施設。 また、障害者が世話人などから生活や健康管理面でのサポートを受けながら共同生活を行 うための住居。
- 9 子ども・子育て関連3法 「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法のこと。
- 10 ワーク・ライフ・バランス 「仕事と生活の調和」。国民一人ひとりがやりがいや充実

感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、 子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会 のこと。

- **11** パーミル 千分率のこと。記号はパーセント(%)の分母に O が一つ増えた「%」で表される。本計画では、人口 1,000 人あたりの保護人数。
- 12 <u>バリアフリー</u> 「障壁」がないこと。障害者、高齢者などの行動を阻害するような場所、 環境、建築などの物理的なバリアのほか、社会制度上のバリア、意識面でのバリア、情報 伝達面でのバリアなど、すべての障壁を取り除こうという考え方。
- 13 <u>ノーマライゼーション</u> デンマークのバンク・ミケルセンが知的障害のある人の処遇 に関して唱え、北欧から世界に広まった障害者福祉の最も重要な理念。障害のある人を特別視するのではなく、社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。
- **14** <u>LGBTQ+</u> 性の多様性において数が少ない人である「性的マイノリティ」の総称の一つ。L: レズビアン、G: ゲイ、B: バイセクシュアル、T: トランスジェンダー、Q: クィアやクエスチョニング、+: 上記のほかの様々なセクシュアリティの頭文字をとった単語。セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の総称のこと。
- 15 ワンストップ 1 か所で用事が足りること。1 か所で何でも揃うこと。
- 16 <u>昼間人口</u> ある地域の昼間の人口。夜間人口に通勤・通学による流入人口と流出人口 を加減したもの。
- **17 デマンドバス** 電話や無線通信等による利用者の呼び出しに応じて、一定地域内を不定期に運行する小型バス。
- **18 アウトリーチ支援** 積極的に対象者のいる場所に出向いて、必要なサービスや情報を 届けるよう行動すること。
- 19 特殊詐欺 被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯 金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪の一種。
- **20** <u>新型コロナウイルス感染症</u> 人に感染する「コロナウイルス」として新たに見つかった新型コロナウイルスによる感染症のこと。
- 21 意識上のバリア 周囲からの心ない言葉、偏見や差別、無関心など、障害のある人を受



け入れないバリアのこと。

例えば、精神障害のある人は何をするか分からないから怖いといった偏見。障害がある人 に対する無理解、奇異な目で見たりかわいそうな存在だと決めつけたりすることなど。

- **22** <u>百才活力社会</u> 「百才」とは、「百」歳になっても、学習や趣味、仕事ボランティアなど、様々な分野で個々の「才」能を活かして生涯現役で元気に活躍できるという意味。
- 23 <u>ウィズコロナ/アフターコロナ</u> コロナウイルスの感染例や感染症の脅威のある時期 を指す。/コロナウイルス感染症の存在を前提として生活を継続していくこと。
- **24** <u>SDGs</u> 持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)。 SDGs は、17 の世界的目標、169 の達成基準、232 の指標からなる持続可能な開発のための国際的な開発目標。
- 25 <u>市民活動</u> 営利を目的としない、市民の自発的・主体的な社会参加活動、不特定かつ多数の方に役立つ活動のこと。
- 26 <u>NPO</u> 「民間の非営利組織・団体」のことで、市民が社会にある様々な問題に対して 自発的・主体的に取り組み、活動している公益かつ非営利の組織・団体。
- 27 <u>福祉サービス利用援助事業</u> 福祉サービスの利用などについて、自己の判断で適切に 行うことが困難な人で、援助の契約内容については認識しうる能力を持っている人を対象 に、社会福祉協議会が実施主体となって、福祉サービスの情報提供・助言をするほか、利 用手続き、利用料の支払い、苦情解決制度の利用を援助する仕組み。
- 28 <u>地域ケア体制</u> 住みなれた自宅や地域において最後まで安心して暮らし続けるため、 高齢者のニーズや状態の変化に応じて、介護サービスのみならず、地域の保健・医療・福 祉サービス、さらにはインフォーマルサービスを有機的に結び付けて、切れ目なく提供す る体制。
- 29 <u>フレイル</u> 加齢とともに心身の活力 (運動機能や認知機能等) が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態。適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の中間を意味する。
- 30 健康寿命 平成 12 年に世界保健機関(WHO)が公表した概念。日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる生存期間のこと。



京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会委員名簿

番号	役職	部会	住所 (事業所の所在地)	氏名
1	審議会副会長 部会長	健康づくり推進部会	京丹後市久美浜町	齊藤 治人
2		健康づくり推進部会	京丹後市峰山町	中山 美穂
3		健康づくり推進部会	京丹後市峰山町	家谷 美穂子
4		健康づくり推進部会	京丹後市弥栄町	稲生 弘美
5		健康づくり推進部会	京丹後市峰山町	上田 幸男
6		健康づくり推進部会	京丹後市大宮町	高橋 知恵子
7		健康づくり推進部会	京丹後市網野町	野村 拓也
8		健康づくり推進部会	京丹後市峰山町 (市立長岡小学校)	山形 元子
9	審議会会長	地域福祉部会	京丹後市丹後町	川戸 剛
10		地域福祉部会	京丹後市大宮町	平岡 まち子
11		地域福祉部会	京丹後市網野町	梅田 豊子
12		地域福祉部会	京丹後市久美浜町	芝野 和之
13	部会長	地域福祉部会	京丹後市大宮町	藤原 晃史
14		地域福祉部会	京丹後市大宮町 (障害者就業生活支援センター「こまち」)	石塚 寿幸
15		地域福祉部会	京丹後市峰山町	櫛田 恵里子

京丹後市社会福祉協議会地域福祉・ボランティア部会名簿

番号	役職	選出区分	氏名
1	部会長	ボランティア団体代表	赤木 京子
2	副部会長	地区推薦者	石河 季夫
3		女性組織代表	今井 みどり
4		民生児童委員代表	川戸 剛
5		社会福祉施設等の社会福祉事業を 経営する団体役職員の代表者	藤原 りつ
6		地区推薦者	服部 好孝
7		地区推薦者	柴田 隆行
8		学識経験者又は福祉関係者	新井 清宏

京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会条例

平成16年7月7日 条例第247号

(設置)

第1条 市における健康と福祉のまちづくりの推進を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項に関する調査、研究及び審議を行う。
 - (1) 健康づくりの増進に関すること。
 - (2) 高齢者福祉の向上に関すること。
 - (3) 障害者福祉の向上に関すること。
 - (4) ひとり親家庭等の支援に関すること。
 - (5) 地域福祉その他健康と福祉のまちづくりの推進に関すること。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 保健、福祉又は医療に関する機関の関係者
 - (2) 福祉団体の関係者
 - (3) 学識経験のある者
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員のうち職によって委嘱された委員が当該職を離れたときは、委員の職を失うものとする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。(会議)
- 第6条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。
- 2 審議会は、委員定数の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。(部会)
- 第7条 審議会が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。
- 2 部会は、会長が指名する委員で組織する。
- 3 部会には、部会長を置き、部会に属する委員のうちで互選する。
- 4 部会長は、部会における審議状況及び結果を審議会に報告しなければならない。 (意見の聴取)
- 第8条 会長及び部会長は、審議会及び部会において必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を聴くことができる。
- 第9条 審議会の庶務は、健康長寿福祉部生活福祉課において処理する。

(委任)

(庶務)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第4次京丹後市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の経過

計画策定にあたっては、「京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会」及びその部会組織の「地域福祉部会」で審議・検討を行いました。

第1回	まちづくり審議会	R3.6.2	計画策定について市長から諮問	
第1回	地域福祉部会	R3.6.2	地域福祉計画の概要と今後のスケジュールについて	
第2回	地域福祉部会	R3.9.30	地域福祉計画の骨子について	
第3回	地域福祉部会	R3.11.25	地域福祉計画の素案について	
第4回	地域福祉部会	R3.12.24	地域福祉計画(案)について	
第2回	まちづくり審議会	R3.12.24	計画案について審議・承認	
		R4.1.14	市長に対し計画案を答申	
		R4.1.19~R4.2.10 パブリックコメント		

第4次京丹後市 地域福祉計画·地域福祉活動計画

発行/京丹後市健康長寿福祉部 生活福祉課

住所: 〒627-0012 京都府京丹後市峰山町杉谷 691番地

TEL: (0772)69-0310 FAX: (0772)62-1156

社会福祉法人 京丹後市社会福祉協議会

住所: 〒627-0111 京都府京丹後市弥栄町溝谷 3464番地

TEL: (0772)65-2100 FAX: (0772)65-3294

発行年月:令和4(2022)年3月